



Title	著作権の一元的構成について (2)
Author(s)	半田, 正夫; HANDA, Masao
Citation	北大法学論集, 15(2), 39-94
Issue Date	1964-11-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16041
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(2)_p39-94.pdf



著作権の一元的構成について(二)

半
田
正
夫

目 次

- 序—問題の提起と用語上の約束
第一章 学説の形成とその批判(以上前号)
第二章 実定法における著作権の構造
——比較法的考察——
 第一節 著作人格権の形成とその諸類型
 第一項 ドイツにおける著作人格権
 第二項 フランスにおける著作人格権
 第三項 イギリスにおける著作人格権
 第四項 アメリカにおける著作人格権
 第二節 各実定法体系における著作人格権の地位
 第一項 ドイツ法上の地位

第二項 フランス法上の地位

第三項 英米法上の地位（以上本号）

第三節 総括—各国法の比較—

第三章 わが国の著作権制度と一元的構成

第二章 実定法における著作権の構造

— 比較法的考察 —

前章で著作権の権利構成に関する諸学説を検討したのに引き続き、本章では各国の実定法が著作権をどのようなものとして扱っているかについて比較検討してみたいと思う。

既に述べたように、著作権が一元的構成をとるか否かの問題は、著作人格権 (*Urheberpersönlichkeitsrecht*, *droit moral*, *moral right*) の形成を機に生じたものであるから、各国法の比較を行うに際しては、著作人格権が各実定法体系中如何なる地位を占めているかの観点から推し進めるのが最も適切な方法であると思われる。そこで本章では、わが国の著作権制度に、理論上あるいは実務上大きな影響を与え、今後も与えるであろうことが予測される主要四か国—ドイツ、フランス、イギリス、アメリカ—について以下の検討を試みる。

(i) まず前提問題として、著作人格権が各実定法の沿革上、どのようにして形成発展してきたか、そしてまた、この権利に所属するものとして如何なる種類のものが承認されているかについて検討する。

(ii) 次にこのようにして形成発展を遂げた著作人格権が、各実定法体系において如何なる地位を占めているかの考察を行う。

(iii) 以上の操作によって、各国における著作権の構造を把えた後、これをあらゆる角度から比較し、将来の方向を模索してみたい。

第一節 著作人格権の形成とその諸類型

第一項 ドイツにおける著作人格権

ドイツ国内の不統一のために、長い間悲願にのみ終っていた統一法の制定は、北ドイツ連邦とそれに引続く第二帝国の成立によって達成せられた。すなわち、それまでドイツ連邦の各支邦において施行されていた法律及びドイツ書籍業者取引組合の作成にかかる著作権法草案などが参考に供され、一八七〇年には北ドイツ連邦著作権法が、また翌一八七一年にはライヒ法が施行されたが、これを基礎として一九〇一年に「文学的及び美術的著作物の著作権に関する法律」(LUG)と出版権法が制定され、さらに一九〇七年に「造形美術及び写真著作物の著作権に関する法律」(KUG)が制定され、ここに統一立法の完成をみたのである。

かくして成立したドイツ著作権法は、その沿革及びビスマルク憲法第四条第六項の規定から「精神的所有権の保護」に中心が置かれ、著作権 \parallel 著作財産権と解していたことは否定できない。その端的な現れは、「著作者の権利」の章が殆ど著作財産権に関する規定で占められたこと、及びLUG八条、KUG一〇条が著作権の譲渡を認めていたこと、などに窺うことができる。もっともこれらの法律は、著作人格権に関する規定を全く欠いていたわけではなく、

不完全ながらも若干の規定をおいている。だが、著作者の観念的利益を充分に保護するにはほど遠いものでしかなかった。LUG及びKUGが著作人格権を認めた規定としては、法によって個別的に許された転載・引用の際の出所明示義務の賦課（LUG一八条一項二文、二五条、KUG一九条二項）、著作権の譲渡又は著作物の転載・引用の際における著作物の変更禁止（LUG九条、一八条一項、二四条、KUG二二条、二二条）、文学的著作物の本質的内容を著作者の承諾なしに公衆に伝達することの禁止（LUG一一條一項二文）、及び造形美術著作物の原作物及びその複製物の符号に関する規定（KUG一三条、一八条三項、三三条一項一号、三四条）を挙げることができるにすぎない。

このように不完全ではあるが、とにかく、著作人格権に関する規定が設けられていたため、判例は、これらの規定を根拠としながらその不備な点を是正する方向に進んでいる。以下重要な判例を示しながら、いかなる種類及び内容の権利が承認されているかを考察してみよう。

(i) 公表権 (das Veröffentlichungsrecht)

著作物を公表するか否か、公表するとすれば何時、如何なる方法を以てするか¹⁾の決定権、即ち公表権については現行法上明文の規定は存在しない。だがLUG一一條一項二文が「著作物の本質的内容が公衆に伝達されざる限り著作物は排他的伝達権を有す」(傍点筆者)と規定しているところから、学説は、著作物全体を公表する権利もまた著作者に留保されることが間接的に示されていると解していたが、判例は通称「コンマ」²⁾ワグナー日記事件として著名な一九五四年一月二六日のBGH判決(BGHZ 15, 249) ⁽²⁾で「コンマ」

「公表権については明文の規定は存在しない。だがLUG一一條一項二文は文学的著作物に関し、著作物の本質的内容が公衆に伝達

されざる限り著作者に伝達権を承認している。裁判所はその範囲をこえて一九五四年五月二五日の判決 (BGHZ 13, 324) で著作権の保護を受けない秘匿的性質をもつ手記も (その公表には) 執筆者の同意を要し、かつ執筆者の承認を得た方法でのみ公表することができることを明らかにした。これは基本法第一条及び第二条によって保障せられた人格保護の基本権に基くものである。(したがって) 著作権で保護を受ける著作物の場合、公表権は明文の規定がなくとも著作権の人格的要素より生ずる。」

と述べ公表権を承認するにいたった。この判決は、公表権の譲渡、著作人格権の第三者委託等、多くの問題について判示しており、著作権上ばかりでなく、一般的人格権に関する判例史上においても重要な地位を占めるものであるが、とりわけ公表権を「財産権的性質及び人格権的性質を有す」るものとして把え著作財産権と著作人格権の交錯領域に属することをはじめて肯定した点で画期的意義を有する判決といふことができる。

(四) 著作者たることを主張する権利 (das Urheberchaftsrecht)

著作物の創作者として公に伝達されるため、著作物に著作者としての符号(本名であろうと仮名であろうと差支えない)を表示する権利は著作者に留保される。文学的著作物については直接これを定めた規定はないが、著作財産権を移転した場合につき、取得者は著作者の同意なくして著作者たる表象を変更することができないと規定している (LUG 九条) とことから察すれば、著作者に著作者たることを主張する権利が留保されていることは疑いの余地はない。造形美術著作物についてはとくに規定があり、著作物への氏名等の表示は著作者みずからなすか、あるいは彼の同意を得た場合のみ許されている (KUG 一三条) ばかりでなく、著作財産権の移転の際には、文学的著作物と同様の効果を生ぜしめている (KUG 一二条)。以上の規定に基き、判例は、雇傭契約に服する著作者が、雇主のために創作した著作物に、著作者たることを主張する権利を有することを承認し、この権利の著作者専属性を保障している。すなわち一九二五年四月八日RG判決 (RGZ 110, 393)⁽⁴⁾ は、著作者の著作物創作義務が雇用契約の内容となっ

ている場合に、著作権が当然に雇主に移転することを認めながらも、著作人たることを主張する権利については、

「この権能は人格権から流出したものであって法律にとくに規定を以ては認めないが、KUG 一三条が暗黙のうちに認めているものがある」

と判示して被備者に留保させている。この判例は、著作権の譲渡がなされた場合であっても、著作権を構成する全権能が移転するのではなく、人格権的権能、少くとも著作人たることを主張する権利は、著作人に留保されることを明らかにしたものであって、判例史上重要な意義を有している。

またこの権利の主張しうる限度についてはRG、BGHともにその旨を明らかにした判例はみあたらないが、下級審の判例の中には若干その例がある。すなわち、シナリオライターは映画のタイトルに自己の氏名が表示されるよう要求できるが、ポスター、ちらし、その他の広告については要求できないとされた例（一九五六年一月一八日ミュンヘンLG判決⁵⁾）、著作物がシナリオの場合に、シナリオライターとしての表示を要求できるが、原作者としての表示を要求できないとされた例（一九五二年九月五日ミュンヘンOLG判決⁶⁾）、流行歌の作詞者は歌を伴わない器楽演奏に氏名の表示を要求できないとされた事例（一九五五年八月一六日ベルリンKG判決⁷⁾）などである。

(c) 著作物変更権 (das Änderungsrecht)

著作人が自己の著作物について改竄、削除、その他著作人としての名声、信用を害するが如き変更を加える者に対し、不作為又は除去を請求する権利、即ち著作物内容変更権（内容変更禁止権とも云う）を有する旨の規定はない。現行法はLUG 九条及びKUG 一二条で、著作財産権の取得者に対してのみ、著作人の同意のない著作物変更を禁止

しているだけである。だが著作者の著作物不変更利益の主張を、対財産権的権能の取得者に限るとするのではあまりに偏狭すぎる。無権限の第三者は勿論のこと、有形的著作物 (Werkstück) の占有者に対しても、主張できなければならぬ。後者は特に造形美術著作物の場合に問題となる。例えば画家が自己の絵を他人に譲渡したり、建築家が第三者の依頼で建築物を建造し、これを引渡したりする場合など、いづれも著作財産権の処分は伴わないものである。だがこの場合でも著作者は、他人の現実的占有に属する有形的著作物が毀損されることに對し、保護される必要がある。この点について一九一二年六月八日のRG判決 (RG Z. 79, 397) は、有名なフレスコ壁画事件において、⁽⁸⁾

「現在の法感情に即して考えるならば、美術家は、彼の創作になる著作物が、彼の個性的創作力の流出として、現在及び将来にわたり、完全な形態のまま保存されることについて、法律上保護される権利を有するものと認めなければならない。：：現行法では、美術家がみずから著作権 (著作財産権のこと) の全部又は一部を、他人に譲渡する場合についてのみ、明文の規定をおいている。：：(だが) 美術家と著作物の所有者との關係については何ら規定されていない。(しかしながら、著作権法案理由書によると、立法者は) 内容の変更を受けた著作物の公表により、美術家としての名誉が侵害されるかあるいは公衆が欺かれるおそれがある場合には、一般法の規定が、美術家に充分の保護を与えるものと考えていたようである。つまり立法者は、無造作にかかる権利保護が一般法でなされると信じているのである。だがドイツ民法では一般的人格権が承認されていないという通説、及びBGB八二三条に関する判例の解釈に徴すると、上述の理由書に対して疑問が生ずるのは当然である。だがこのことから、立法者の予定した権利保護を美術家に与えないといういわれはない。美術家に対してKUGの不十分な規定を類推適用させて保護をはかることは可能であるし、またそうせねばならぬである。」

と述べた後、美術家が著作物を依頼者に引渡した場合には、この著作物に美術家の著作権と依頼者の所有権との二種の私権が併存し、両者は相互不可侵的であるから、所有者がその著作物を第三者に譲渡したり、あるいは破棄したり

説することは許されるが、著作者の同意なくして内容を変更することは、著作者の著作権を侵害することになり許されない⁽⁹⁾と判示している。

なお著作物の変更は著作者の同意があれば許されること勿論であるが、それ以外の場合でも信義則により著作者が同意を拒みえないときには許される（LUG九条二項、KUG一二条二項）。例えば美術著作物の複製を石版印刷、

アート印刷等の形式で行うことを許可した著作者は、現代の印刷技術水準の上からは止むをえない著作物の変更―例えば色彩の変調―を認めたものとみなされるし、出版者による些細なミスブリや句読点の間違いなども許される。またスペースの限られた新聞や雑誌の記事の場合に削除やその他の変更は屢々行なわれているところであるが、これも原稿の意味を損うような重大な変更がない限り、一般に許されるものと解しなければならぬ⁽¹⁰⁾。以上の場合につき著作者の同意の要、不要は取引の慣習によって決せられることは勿論である。

(二) 有形的著作物に接触する権利 (das Recht auf Zugang zum Werkstück)

著作者は有形的著作物の所有権又は占有権を移転した後において、その著作物に接触したいと欲する場合がある。とくにその著作物を参考にして次の創作をなそうとするときには、その欲求は強い。かかる場合に占有者は、その著作物を引渡す義務を負わないまでも、少くとも、著作者による撮影、あるいは覚書作成のための機会を提供する義務が課せられてしかるべきである。現行法はこの権利を全く認めていないが一九五一年一〇月二六日のBGH判決は

「著作者が彼の創作にかかる著作物の占有を失った場合に、彼は、著作権行使の必要上著作物に接触してメモ又は撮影をなすことを、占有者に要求できる権利を有する。」⁽¹¹⁾

と判示し、この権利を承認している⁽¹¹⁾。

以上述べたように、著作人格権の種類に関する現行法の不備は判例によって補われているが、そこで承認された諸権利はすべて現在、連邦議会で審議中の著作権法改正草案の中に盛りこまれており、近い将来において制定法上の権利となることが予想されている。

(1) Entwürfe des Bundesjustizministeriums zur Urheberrechtsreform, Verlag Bundesanzeiger, Köln, 1957, S. 33 ; Ulmer, Urheber- und Verlagsrecht, 2. Aufl. 1960, S. 261 ; Hubmann, Urheber- und Verlagsrecht, 1959, S. 135.

なおオーストリア著作権法一四条三項は、「文学的著作物又は映画著作物の内容を公衆に伝達する権利は、その著作物又はその本質的内容が著作者の同意を得て公表されざる限り著作者に留保される」と規定して著作物全体の公表権ばかりでなく著作物の本質的内容の公表権もまた著作者に専属することを明らかにしている。

(2) リヒャルト・ワグナーの妻コシマは、ワグナーとの婚姻中につけていた日記を娘のエヴァに贈り保管を委ねていた。エヴァはこの日記を最も良く保管するために、リヒャルト・ワグナー記念地への贈物としてバイロイト市長に手渡した。そして遺言によってバイロイト市を相続人に指定し、エヴァの死後三〇年間公表しないという条件を附した。以上の事情を背景として、コシマの財産相続人たる原告が、コシマの日記の著作権は原告に帰属すること、遺言に云う三〇年の公表禁止は原告に及ばないことを主張した事件。

(3) 本判決の一般的人格権史上における意義については、五十嵐・松田「西ドイツにおける私生活の私法的保護」(北法一一巻四号一〇四頁、伊藤・戒能編「プライバシー研究」一六一頁)に詳細な解説がみられる。

(4) 原告は住宅及び飲食店の室内装飾を業とする者である。彼は建築家である被告と雇傭契約を結び(契約書には被告の創作にかかるとる室内装飾物の著作権が誰に帰属するかについてのとりきめがなされていない)、被告に指揮監督権を委ねた。被告は原告の被傭者としてレストラン「リビエラ」その他の室内装飾を行い、その店内に「総合設計〇(被告の氏名)」と記入した銘刻を設置した。そこで原告は、雇傭契約に従事している期間中に被告の製作した室内装飾の著作権は自分にあると主張して、被告の氏名を記入した銘刻の除去を請求した事件。

(5) Schütze, Rechtsprechung zum Urheberrecht, LGZ Nr. 48 (Anm. Greuner)

(6) Schütze, aa.O., OLZG Nr. 4 (Anm. Greuner)

- (7) *Schulze, aa.O., KGZ Nr. 18 (Ann. Kleine)*
- (8) 原告は被告の依頼により、被告の邸宅の階段踊場に「岩に寄れる人魚」と題するフレスコ画法による壁画を製作した。その人魚は当初裸体で画かれていたのであるが、被告は後にはかの画家に依頼して、それに上塗りし衣服をままとさせたため、原告が原状回復を請求した事件。
- (9) *RGZ 119, 404f.*
- (10) 一時被告の経営する病院で医局長をつとめたことのある原告が、その在職中に肺結核外科手術の新しい方法を採用して、患者の術前の症状、手術の方法、術後の経過等を記録したカルテを、彼の研究に必要であるという理由で返還請求した事件。BGHは、カルテの占有権は被告にあるとして原告の請求を棄却したが、判決理由中で原告に著作物接触権を認めている。
- (11) オーストリア著作権法第二条は明文を以ってこの権利を承認している。すなわち「有形的著作物の占有者は、著作物の複製に必要な場合に限って、著作者に対し著作物の接触を許容しなければならない。この場合に著作者は占有者の利益を顧慮しなければならない」と。トルコ著作権法一七条一項もほぼ同趣旨の規定をおいている。
- (12) 戦後の著作権法改正草案は、著作人格権に関して次に掲げる二三の特色をもっている。
- (イ) 著作人格権に関する章のタイトルについて、
一九五四年の参事官草案 (*Referententwurf*) は、著作人格権 (*droit moral*) のドイツ語訳である *Urheberpersönlichkeitsrecht* の語を使用するのを避け、「*Sonstige Rechte des Urhebers*」のタイトルを附したのに対し、一九五九年の連邦司法省草案 (*Ministerialentwurf*) 及び一九六一年の連邦政府草案 (*Regierungsentwurf*) は、いずれも「*Urheberpersönlichkeitsrecht*」のタイトルを附している。参事官草案が *Urheberpersönlichkeitsrecht* の語を避けた趣旨は、著作人格権が著作者の *Person* を直接保護するものではなく、著作者と著作物との人的関係を保護するものであるという認識に立ったためである。ところが連邦司法省草案及び連邦政府草案は、著作人格権はその本質上著作者の *Person* と不可分に結合しているものであるから真の人格権であり、それは著作者の全人格の一部としての著作物に対する著作者の人的利益を保護するものであると解して「*Urheberpersönlichkeitsrecht*」のタイトルを附したものである。
- (ロ) 公表権の位置について、
前章において述べた如く、戦前の一九三二年草案 (*Ämliche Entwurf*) は公表権を著作財産権の範疇に含めたのに対し、戦後

の草案はいずれもこれを著作財産権から除外している。だがその間にあっても公表権の位置は必ずしも固定しているわけではない。すなわち、参事官草案は、公表権を、著作人格権を構成する諸権能とともに「Sonstige Rechte des Urhebers」の章に含めていたが、連邦司法省草案では「Verwertungsrechte」及び「Urheberpersönlichkeitsrecht」とは別の第三の範疇として規定しており、また連邦政府草案ではこれが再び「Urheberpersönlichkeitsrecht」の章に入れられている。このような位置の浮動はとりもなおさず公表権の性質の二重的性格を如実に示しているといえるが、連邦政府草案がこれを「Urheberpersönlichkeitsrecht」の章に含めたことは、現在の時点において、公表権が著作人格権的の性格をより強く有していると理解されているものと解することができる。

(2) Rückrufsrecht の承認について

「Urheberpersönlichkeitsrecht」の章からは除かれているが、戦後の草案すべてが規定し、しかも著作者の観念的利益保護に奉仕しているところから、学説がこぞって著作人格権の一種と認めているものに Rückrufsrecht がある。草案はこれを二つの型に分けて規定している。

(i) 利用権の不行使に基く解除権 (Rückrufsrecht wegen Nichtausübung)

著作者が財産権の権能を移転し、それによって対価を得るならば、彼の財産的利益は一応満足される。だが彼の欲求はそれにつぎるものではなく、利用者の手を通じて著作物が公衆に伝達されることをも欲するのが通常であろう。かかる著作者の欲求は、とくに排他的授權の場合に利用者が利用権を行使しなければ結局は無視されてしまう。蓋し排他的利用権の取得者は第三者のみならず著作物の著作物利用さえ拒否しうるからである。もっとも契約で取得者に権利行使の義務が課されている場合には問題はない。著作者は債務不履行を理由に契約を解除して利用権を消滅させることができるからである。しかしながら契約には行使の義務が課されていない場合もある。かかる場合に著作者の公表の利益を保護するためにはなんらかの救済策が講じられていなければならない。この点につき現行独出版権法は、新版の作成を許された出版者に権利行使の義務を課さない反面、著作者に権利行使のための相当期間の設定権と期間徒過後の解除権とを与えており(一七条)、また発行時点の決められていない定期刊行物の寄稿については、一年以内に発行されない場合に著作者に解約告知を認めている(四五条)が、この規定の趣旨は公表義務の課されていないその他の著作権契約にも及ぼして然るべきである。以上の理由に基き、草案はいずれも、著作者の責任でなしに長期間にわたって著作物の公表がなされず、しかもそれが著作者の観念的利益を甚だしく侵害する

ような場合には一定の予告期間を経た後に解除することができる規定している。これが利用権の不行使に基く解除権である。

(ii) 信念変更に基づく解除権 (Rückrufsrecht wegen gewandelter Überzeugung)

著作者は、通常、みづから著作物を使用して公衆に伝達するところの手段及び施設をもたないものであるから、結局は著作物の利用を業とする第三者に利用権を移転して公表の利益を満足させなければならぬ。だがこの目的のためになされた著作権契約の後に、著作物の公表がかえって著作者の観念的利益を著しく毀傷する結果になることを知り、公表の撤回、すなわち利用権の撤回を欲する場合もなはない。例えば、学者が長年の研究の成果である論文の出版について出版者と契約を結んだ後になって自己の見解が変わり、従来形式のままでの出版が学者的良心に恥じるようになった場合とか、あるイデオロギーの主張を内容とする著作物の出版契約が締結された後になって政治体制が変革したために、著作物がそのまま公表されると著作者の身辺に危険が及ぶおそれの生じる場合などである。出版権法はこの点につき、行為基礎喪失論に拠って、契約締結の際に予見せず且つ著作者がその事実を知って正当な評価を下したならば出版をとりやめたであろうという状況の存するとき著作物は複製が開始されるまで契約を解除することができる(三五条)。だがこの規定の適用を受けるのは出版契約に限られるばかりか、その場合でも解除権を行使しうるのは「複製が開始されるまで」に限定されているためにきわめて不充分であった。そこで通説は、出版権法の規定とは別に著作人格権の一態様として著作者の信念変更による撤回権 (Widerrufrecht) を認めていた (Ulmer, aa.O., S. 262f.; Hubman, aa.O., S. 175) が、草案はこれを明文を以て承認した。草案はこの権利を(i)の場合と同様に Rückrufsrecht と呼称しているが、通説の述べる如く性質上は撤回権と解すべきである。

第二項 フランスにおける著作人格権

フランスにおいてもドイツと同様に、かつて出版者の営業保護のための特許制度がとられていたが、精神的所有権論の登場とともに克服されるにいたった。特許制度に対する反発は、一八世紀中葉の特許期間の延長をめぐるパリの出版者と地方の出版者との争いにはじまったといつてよい。当時、パリの出版者は、国王の庇護の下にあって特権的地位を確保していたが、なかでも特許期間延長の特権は営利の独占を保障することとなるため、これに反対する地方

の出版者の激しい抵抗に遭遇するところとなった。そこでパリの出版者は營利独占の主張を理由づけるために、排他的出版権は特許によって生ずるものではなく、著作者に帰属する原稿所有権を著作者より譲り受けることによって生ずるのであることを論拠の一つに数え上げた。⁽²⁾かかる発想は出版所有権論に基づくものであるが、その論理的前提として著作者の排他的権利を承認せざるをえなかったがために、後に次第に著作者の出版者に対する優位が確立せらるるにいたった。とくに一七七七年八月三〇日の国王顧問会議 (Conseil du roi) の裁決が「著作者の自費出版にかか
る著作物の特許は、その著作者及び相続人に永久に付与せられるものであるのに反し、出版者に移転せられた著作物の特許は、著作者の死亡によって消滅する」と判示したことは、特許制度の存続を一応認めながらも実質上著作者に著作物に関する排他的権利の帰属を承認したものと解することができる。このようになかば形骸化した特許制度は、フランス革命によって完全に払拭されることとなった。革命の基本理念である自然法思想は、精神的所有権論を確固不動のものとしたからである。⁽³⁾その結果は、一七九一年と一七九三年のフランス最初の著作権法において «*propriété littéraire et artistique*» の承認となつて具体化されている。⁽⁴⁾だが、精神的所有権論を実定法に導入したとはいへ、それは単に王権制支配下の特許制度を廃止して、著作物の創作と同時に著作者に排他的権利が生ずることを意味したにとどまり、もとより著作権の内容を物所有権と同様に構成しようとするものではなかった。とくに物所有権の永久性を著作権に認めることは公衆の知る自由を奪うことになるから、普遍的自由を強調する革命の精神に符合するものではなく、そのために革命期の上記二著作権法は、著作権の存続期間を著作者の死後一〇年に限ったほどである。

このようにして成立した一七九一年法と一七九三年法は、いわば応急的措置として規定されたもので、それぞれ一〇カ条に満たない小法であったため、爾後多くの法律によって補完されている。たとえば一八六六年著作者の生存配偶者の用益権に関する法、一九〇二年作曲家及び造形美術家を著作者とする法、一九一〇年複製権の譲渡に関する法

説 一九二〇年追求権 (droit de suite) に関する法、一九二五年偽作 (contrafacon) に関する法、一九一九年及び一九五

et artistique と呼称し、財産権の一種と考える点では共通であつて、人格権の権能、つまり著作者の観念的利益保護

のための権利については、殆ど無きに等しかった。

だがフランス法は、著作者の観念的利益を全く無視したわけではない。それは一七九一年法の制定当時、国民議會 (Assemblée nationale) におけるル・シャブリユ (Le Chapelier) の次の言葉によつて明らかである。曰く、「著作者の思惟的産物である著作物こそ、あらゆる所有物の中で最も神聖にして不可侵、かつ人的なものである」と。⁽⁵⁾彼のこの言葉は propriété littéraire et artistique が単に著作者の経済的利益に奉仕するばかりでなく、人的利益にも奉仕せねばならないことを端的に表現したものであると評されている。従つて、上述の各法規範においては、著作人格権 (droit moral) に関する規定は殆んど設けられなかつたとはいへ、判例は立法者の意を受けて具体的事例に即しながら積極的にその展開をはかつた。著作者の観念的利益を考慮に入れた判例は、一九世紀初頭より現われはじめているが、明白に droit moral 概念を採用した判例は Lacordaire 事件を最初とするようである。⁽⁶⁾この事件で第一審のリヨ⁽⁶⁾ン軽罪裁判所 (D. 1845, II, 128; Sirey 1845, II, 469) は「著作者の二つの合法的利益」に触れ、財産権について述べた後、次のように判示する。

「personnalité moral の見地からすれば著作者は著作物に接触する (revoir) 権利、著作物を修正する (corriger) 権利、著作物に忠実な複製を監督する権利、及び公表の時期、態様を選択する権利を保有しなければならぬ。」

爾後の判例は、概ねこの判旨に沿つて droit moral の展開をはかつてゐる。

(i) 公表権 (le droit de publication)

公表権は、一九五七年制定の現行法施行以前は、成文法上の根拠を全く欠いていたが、これがかえって判例の自由な活動を促すこととなり、多くの事件において承認されている。例えば、後述の Canal v. Jamin 事件⁽⁷⁾において一九三六年四月一日セーナヌ地裁 (D.P. 1936, II, 65) は、

「思考の唯一の主体であり、それ故に他人に伝達する条件及び方法の主体である著作者は、必然的に著作物を公表するか否か、及び公表の時期、条件並に制限を決定する唯一の主体である。」

と判示して、作曲家である原告 (Canal 夫人) に公表権が専属することを承認しているし、また Rouault v. Volhard 事件において一九四六年七月一〇日セーナヌ地裁 (D.A. 1946, 107) は、

「画家は彼の著作物につきあらゆる権利を有するものであるから、著作物を完成したり、変更したり、さらには破壊することもでき⁽⁸⁾」

と判示して、公表権を消極的側面から認め、画商としての被告が占有した原告の未完成作品を、原告に無断で公表したことに對して、原告の異議の申立を認容しているがごときである。また契約の内容として著作物の創作及び引渡が定められている場合に著作者が引渡を拒んだとき、債権者はこの契約に従い直接強制を請求することができるかの問題について、一九〇〇年三月一四日の破毀院判決 (D.P. 1900, I, 497 ; Sirey 1900, I, 489) は Eden v. Whistler 事件においてこれを否定し、これに代えて損害賠償の支払を命じているが、この判例もその根底には公表権の droit moral 性を承認しているものと評されている。

(d) 著作者たることを主張する権利 (le droit à la paternité)

一八九五年二月九日法は、美術的及び音楽的著作物の著作者の氏名を悪意で僭称した者、美術家の署名を不正に模造した者、及びこれら不正の氏名、もしくは署名を付した物を著作権保護期間中に販売した者に対して罰則を設け、一応著作者の保護をはかつていた。しかしながらこの法は、内容的にきわめて不備であったため、判例はその範囲の拡張に努めている。すなわち、著作者が氏名の変更に同意しない場合には、著作物の譲渡後と雖も著作者氏名を変更することなく、著作物上に顕現されなければならないこと、場合によっては著作者のフル・ネームが顕現されなければならないこと、⁽¹⁰⁾ 契約で明示されない限り著作物を匿名で公表してはならないこと、⁽¹¹⁾ さらに著作者は改竄された著作物に自己の氏名が載せられることについて異議を唱える権限を有することなどが確定されている。⁽¹²⁾

(e) 著作物変更権 (le droit au respect)

著作者が自己の創作になる著作物の内容について、その完全性が維持されることを監視する権利を有する旨の規定は、現行法制定前までは全く無かったが、判例はこの権利を承認していた。

まず、文学的著作物については、一九三二年七月二八日のパリ高裁判決 (D.P. 1934, II, 139)⁽¹³⁾ が、

「著作者はすべて自己の著作物に droit moral を有する。この権利は、あらゆる国の裁判所によって承認されている。著作者は自己の著作物が形式においても内容 (esprit) においても変更されたり改竄されたりしないよう防禦する権利を有する。」

と判示し、また美術的著作物については、一九三六年三月一二日のパリ高裁判決 (D.H. 1936, 257)⁽¹⁴⁾ が、

「著作権は美術家の人格と結びついた権利を包含する。この権利は著作権の譲渡後でさえ、著作者に著作物の完全無傷性の監視を認める。」

と述べている。これらの判例は著作物利用者が著作物の形式及び内容に忠実に遵わなければならないこと、もし著作者の同意なくして著作物を変更する場合は、著作人格権の侵害にあたることを判示したものを解せられている。⁽¹⁵⁾

以上述べた如く判例は *droit moral* を承認し、制定法上の欠陥を補いつつあったが、一九五七年三月一日に制定された現行「文学的及び美術的所有権に関する法律」はこれら判例によって確立された諸権利をすべて包括し、さらに新しい権利をもこれに付け加えている。すなわち六条一項は、*«l'auteur jouit du droit au respect de son nom, de sa qualité et de son oeuvre»* と規定して、著作者たることを主張する権利及び著作物変更権を認め、また一九条一項では *«L'auteur a seul le droit de divulguer son oeuvre»* と規定して公表権を著作者に専属させている。そのほか *droit moral* を別の側面から保障するものとして新たに買戻権 (*droit de repentir ou de retrait*) が規定された(三二条)。これは著作者が利用権を譲渡した後においてさえ損害賠償を支払うならば、契約の解除を認めうるものとするのであるが、この権利創設の趣旨は著作物の公表を後悔した著作者の人的利益を保護する点にあるのであるから、著作者によるこの権利の濫用を避けるため、著作物を再び利用する場合にはまず、旧取得者に以前と同一の条件で利用させる機会を与えなければならない(三二条二項)として⁽¹⁶⁾いる。

(1) Hubmann, aa.O., S. 14. なおフランスにおける精神的所有権論登場までの著作権法史については、阿部・「著作権法前史」(「岡山大学法経学会雑誌二八号七三頁以下に詳細である。

(2) Gieseke, Die geschichtliche Entwicklung des deutschen Urheberrechts, 1959, S. 73; Hubmann, aa.O., S. 14.

(3) Gieseke, aa.O., S. 73.

(4) 一七九一年法は著作者の興行権 (*droit de représentation*) を規定したのに対し、一七九三年法は複製権 (*droit de reproduction*) を規定したものである。このように経済的収益を目的として著作物を利用する権利を興行権と複製権とに二大別する規制の仕方⁽¹⁷⁾は、フランス法の特徴の一つであり、現行法にまで受け継がれている。

- (5) Gavin, *Le droit moral de l'auteur dans la jurisprudence et la législation françaises*, 1960, p. 15, ; Hubmann, a.a.O., S. 15.
- (6) *Lacordaire* 事件以前においても著作者の観念的利益を顧慮した判例は多く現れている。例えば一八一四年八月一七日のセーヌ地裁判決は、著作物変更権が著作者の人格及び文学的名声に関する権利であるという理由で、著作財産権の譲渡には通常著作物変更権が含まれない旨を判示しており、一八二八年一月一日及び一八三〇年七月一三日のパリ高裁判決は、著作物公表前の創作の秘密を尊重するという原則を確立させており、さらに一八三二年六月二十六日のセーヌ地裁判決は、著作者の名誉を尊重すべきであるという理由で著作者の氏名に関するあらゆる修正を禁止しているが如きである。だがこれらの判決にいずれも *droit moral* 的意識を明確にもつていたわけではなかった。cf. Gavin, *op. cit.*, p. 16-17.
- (7) 事案の内容については後述八五頁参照。
- (8) *Whistler* は *Eden* 夫人のポートルートを一〇〇ギニー乃至一五〇ギニーの報酬で画くことを約した。*Eden* 氏は一〇〇ギニーの報酬を支払ったにも拘らず、*Whistler* はポートルートを引き渡さなかつたばかりでなくそれを塗り潰してしまつた。*Eden* 氏の引渡請求に対し地裁はその契約を有効と認め、著作物を原状通りに改めて *Eden* 氏に引渡すこと、さもなければ報酬プラス五%の額及び一〇〇ギランの損害賠償を支払うことを命じた。*Whistler* 控訴。パリ高裁は、ポートルートの引渡が未履行であつたのであるから *Eden* 氏はそれについての権限を有しないものであり、したがって *Whistler* は故意に塗り潰したポートルートを原状に回復して引渡す義務はないこと、だが *Whistler* はこのポートルートを別途に使用してはならず、報酬プラス五%の額を返還し、さらに地裁の定めた損害賠償額を支払うべきことを命じた。破毀院はこの判決を支持した。
- (9) *Trib. civ. Seine*, 17 déc. 1838, *Gaz. Trib.*, 18 déc. 1838.
- (10) *Fleg v. Gaumont*, *Trib. civ. Seine*, 20 Fevr. 1922, *Gaz. Trib.*, 1922, II, 282. *Marquet v. Lehmann*, *Trib. civ. Seine*, 12 juil. 1923, *Gaz. Trib.*, 1923, II, 271.
- (11) *Trib. civ. Seine*, 2 juin 1904, *Gaz. Trib.*, 25 août 1904.
- (12) *Merson v. Banque de France*, *Trib. civ. Seine*, 28 mai 1930, *Paris*, 20 mars 1936, *Sirey* 1827, II, 155. 事件の内容については註(14)参照。
- (13) *Chalapine v. USSR et Soc. Brenner*

偉大な歌手として著名な原告は、彼の半生を叙述した回想録を、一九一七年ロシアのある雑誌に掲載した。その後革命が勃発し彼

は母国を離れた。一九二六年に彼の回想録は一部分切除された形で、彼の同意なしに母国で出版された。そこで彼は駐仏ソ連通商代表部と翻訳刊行したフランスの出版者を相手に損害賠償を請求した事件。

(14) Banque de France v. Merson

Merson はフランス銀行のために五〇フラン銀行券の雛型を作成した。ところが実際に発行された紙幣は原作物をひどく歪めたものであった。そこで Merson は *droit moral* の侵害を訴求した。一審原告勝訴。フランス銀行は、雛形の美術的所有権を取得するに当って高額な報酬を支払っており、それは著作者のあらゆる権利の放棄を意味すると主張して控訴したが、パリ高裁は、*droit moral* の行使の放棄は可能であるが、そのためには文書で示されているか、あるいは周囲の事情から明白でなければならず、高額な報酬を受領したことだけでは必ずしも *droit moral* を放棄したことにはならないと判示している。

(15) 同旨判例として、Trib. com. Seine, 22 août 1845, Sirey 1845, II, 459; Trib. civ. Seine, 31 déc 1924, D.H. 1925, 35.

(16) なおこの買戻権の原形とも解せられる権利は Canal 事件の第二審判決で公表撤回権として既に認められている(後述八六頁参照)。だが、ここでは夫婦共同財産制との関連で取り上げられているにすぎず、著作物利用者に対する著作者の権利として把握されていたものと解することは困難である。したがって三二条が損害賠償の支払を条件として契約の解除を認めたことは判例理論に拠らない権利の創設と解すべきであろう。

第三項 イギリスにおける著作人格権

イギリスにおける著作権史上画期的意義を有する事件は、一七〇九年の Statute of Anne (8. Anne c. 19, 1710)⁽¹⁾ の制定である。この法律は著作者の権利を明文を以って承認して、爾後における著作権の発展を制定法のルート載せたことのほかに、世界最初の著作権法として諸外国に多大の影響を与えたことからきわめて重要な意義をもっている。

Statute of Anne は、著作者及びその権利承継人に対し、既に印刷された著作物については、一七二〇年四月一日から二一年間、また新たに印刷する著作物については出版後一四年間にわたり出版権を保障し、この権利を侵害

した者に対しては偽作物の没収と偽作物一頁につき一部ごとに一ペニーの割合の罰金を科し、没収された偽作物と罰金は国家と被害者とで切半することを規定するとともに、権利者たることの証明のために著作者に対し出版業組合 (Stationers' Company) への登録と一定の図書館への納本とを義務づけたものである。⁽³⁾ところが永久的著作権の保障を議会に対して陳情を試みていた出版者達は、保護期間に制限を付したこの法律に大きな不満があった。そこで彼らは、この法律は彼らが最初に議会に対して要求したところの著作権侵害に対するスピーディな解決を立法の目的としたものによらず、著作者及びその権利承継人が著作物について永久的権利を有することを決して否定するものではない、という彼らにとって有利な解釈を試みた。⁽⁴⁾彼らの主張はエクイティ裁判所によって受け容れられ、保護期間経過後の著作物について廉価版を発行する出版者に発行差止の命令を下す判決が相ついで生ずるにいたったばかりでなく、ワーバートン (Warburton) ブラックストーン (Blackstone) など彼らの主張に理論的支柱を与える学者さえ輩出するにいたった。ワーバートンは一七四七年に発表した論文の中で、自然の事物に対する所有権の正当性の根拠は、それに加えられた労働の中に見出すことができるというロックの理論を援用して、著作物に加えられる著作者の精神的労働によってその著作物に精神的所有権が生ずると主張しており、またブラックストーンも精神的所有権は著作物の創作によって生ずるもので、制定法上の保護はすでにコモン・ローによって保障されている権利の保護の度を強めたにすぎないものであるから、精神的所有権は他の所有権と同様期限付きのものではないと述べているほどである。⁽⁵⁾

以上の見解は一七六九年の Miller v. Taylor 事件⁽⁶⁾における王座裁判所 (King's Bench) の採る立場となったが、一七七四年著名な Donaldson v. Beckett 事件⁽⁷⁾において貴族院 (House of Lords) は上述の見解に反対し、著作者及びその権利承継人は、著作物が未刊 (unpublished) である限り、コモン・ローによって永久的権利を有するが、公

刊後は Statute に規定された期間のみ保護を受けるにすぎないと判示し、この種の争いに終止符を打った。

一七〇九年の Statute of Anne 及び一七三四年の Engraving Copyright Act 一八一四年の Sculpture Copyright Act 一八六二年の Literary Copyright Act 一八八二年及び一八八四年の Copyright (Music Composition) Act 等によって補完されながら著作権法の発展が続けられたが、一九一一年にいはじめて包括的な著作権法が制定されている。この法律は、従来コモン・ローによって保護を受けていた未刊の著作物をも規制の対象に加え、コモン・ロー上の著作権を一掃した点に大きな特色を認めることができる。⁽¹⁰⁾ この一九一一年法はベルヌ条約ブラッセル規定及び、万国著作権条約の批准に應ずるために一九五六年、現在の著作権法に代わられている。なおこの法律によって従来採られていた要式制度は廃止され、納本及び登録は著作権の保護要件でなくなるとともに、著作権の保護期間も著作者の死後五〇年に延長されている。

以上述べた著作権法の発展は、専ら著作財産権に関するものに限られており、著作人格権を含むものではなかった。イギリスは droit moral 概念を全く知らなかったものようである。だが後に触れるように、ベルヌ条約は一九二八年の改訂ローマ会議において新たに著作人格権に関する六条の二の規定を挿入し、また一九四八年の改訂ブラッセル会議ではさらに同条の範囲が拡大されるに及び、これらの改訂条約を批准しようとするイギリスでは、国内法の整備を必要とし、ここで必然的に著作人格権の処遇が問題にならざるをえなかった。現行著作権法制定の準備にあたった著作権法改正委員会は、一九五二年のレポートにおいて著作人格権に触れ、次のように意見を述べている。⁽¹¹⁾

一一二九 われわれは、レポートのこの部分をわが国の法律学においては未知の概念である droit moral にあてている。

一二一〇 われわれは、多くの大陸諸国において特別規定によって著作者の名譽、及び声望が保護されていると理解する。

一三四 われわれは、これに含まれている問題の多くが、立法行為によつて匡正する必要をみないものであり、当事者間の契約によつて規制を受けるのが最良の性質のものと考え。著作者は既にコモン・ローにより、人格を傷つけるような行為 (anything amounting to defamation of character) に対して保護されている。

一二五 このような曖昧かつ限定の困難な領域において、あらゆる可能な問題に対処するための法律構成は——存在した方が望ましいとは思ふが——不可能であると考え。一般にわが国のコモン・ローは相当な救済を講じているし、加うるに特別かつ明白なケースに対処するために、制定法による救済策を講じている。例えば Fine Arts Copyright Act, 1862 の第七条は絵画の無権限の変更、又は絵画に対する署名の不正固定に対し美術家を保護している。われわれは、この保護が継続されるべきであり、さらにこれを拡張して、文学及び音楽著作物の場合にも適用すべきであると勧告する。

この勧告にもとづき一九五六年法は、著作たることを主張する権利に関して四三条に規定を設け次の行為を禁じている。すなわち、著作者でない者が著作者の同意なしに著作物に自己の氏名を冠する行為(二項)、事実にしてある著作物を他の著作物の改作であると呼称する行為(三項)、美術的著作物の著作者が、著作物の占有を移転した後にその著作物がなんらかの改変を受けたにも拘らず、占有者がその改変の事実を秘匿して、出版、売却、賃貸等をなす行為(四項)⁽¹²⁾、及び美術的著作物の著作者にあらざる者のなした複製を、著作者によつてなされたものと詐称する行為(六項)などである。またこの法律は、著作物の批評とか紹介(六条二項、九条二項)、抜萃の演述(六条五項)などのために著作物を利用する際にその典拠となる著作物と著作者氏名とを掲載することによつて、誰が著作物であるかを明らかにすべきであることをも定めている(六条一〇項)。

他方、コモン・ローにより著作者の観念的利益を保護しているものとしては、詐称通用 (passing off) 及び名誉毀損 (defamation) がある。⁽¹³⁾ 詐称通用のための訴訟は、著作物のタイトルの使用に対してのみならず、⁽¹⁴⁾ 氏名の違法使用に

対しても提起することができる。とくに仮名によって名声を得た著作者は、その違法使用に対して詐称通用に基く訴権を有することは既に確立した判例となっている⁽¹⁸⁾。また、仮名による名声の取得が雇傭契約期間中に生じた労務者が、その期間経過後に、なおその仮名を使用する権限を有することについても判例がある⁽¹⁹⁾。

(1) Statute of Anne のフル・タイトルは 'An Act for the Encouragement of Learning, by Vesting the Copies of printed Books in the Authors, or Purchasers, of such Copies, during the Times therein mentioned' である。

(2) Statute of Anne の制定に当たってのイギリスの著作権法史については Ransom, *The First Copyright Statute, 1556*; Morris, *The Origins of the Statute of Anne, ASCAP Copyright Law Symposium Nr. 12, 1963*, pp. 222-260 に詳細である。なおわが国の文献としては、戒能・「著作権」(法律学体系第二部法学理論篇一〇二所収)及び阿部・「著作権法前史」岡山大学法経学会雑誌二八号七六頁以下がある。

(3) この法律の全文は 'Ransom, op. cit., pp. 109-117' に掲載されている。

(4) Howell, *Copyright Law, Revised Edition, 1962*, p. 3.

(5) Statute of Anne は、既に印刷発行されている著作物をめぐっては一七二〇年四月一〇日から二一年間におたり著作者及びその承継人たる出版者に対し排他的出版権を保障したが、これによると、その期間後つまり一七三一年以後はシェークスピア、ミルトン、ドライデン等の諸大家の作品が公有となるはずであった。現に地方の一出版者である Walker はシェークスピアの廉価版を発行し始めた。そこで、当時シェークスピアの諸作品について排他的出版権を有していたロンドンの出版者達は、最初議会に対して制定法上の保護期間の延長を請願したが、これが容れられなかったため、一七三五年 Eyre v. Walker 事件 (2 Bro. C.P. 138, 1 Eng. Rep. 842 [Ch. 1735]) においてロンドンの出版者 Eyre がエグザイター裁判所で Walker の出版である「*The Whole duty of Man*」の発行差止を請求し、それに成功したのをきっかけに、専らエグザイター裁判所によるインジャンクションの救済を受ける方法を選んだ。すなわち一七三六年には出版者 Waltheof がネルソンの「*Festivals*」をめぐり Walker を相手とし (3 Swans. 675, 36 Eng. Rep. 1019 [Ch. 1736]) *た一七五二年には当時最大の出版者である Tonson が「*Paradise Lost*」をめぐり Walker を相手とし (4 Burr. 2325, 98 Eng. Rep. 213 [Ch. 1736]; 3 Swans. 672, 36 Eng. Rep. 1017 [Ch. 1752]) したがって発行差止を

得じふ。 cf. Morris, *op. cit.*, pp. 224-225.

(6) モンローは当時ロースターの司教で、彼は匿名で発表した A letter from an author to a member of Parliament, concerning literary property と題する論文の題名を明らかにしてふ。

(7) 2 Commentaries 405.

(8) 原告 Millar は、一七二七年に著者によって自費出版されたトムソンの《The Seasons》の出版権を一七三六年に取得した。然るに原告が一七六三年に二、〇〇〇部発行した同書の新版のうちまた一、〇〇〇部が在庫している状態のときにスコットランドの出版者たる Taylor がこれを複製し《The Seasons by James Thomson》のタイトルで発行したので二、〇〇〇ポンドの損害を受けたとして King's Bench に訴を提起した事件。Statute of Anne によれば、トムソンは一七二七年の自費出版の時から起算して四年を経過した一七四一年にはその著作物の排他的出版権を失うはうであるので、制定法上トムソン及びその承継人たる Millar に何らの権限もないことは明らかであった。ところが、Millar は、当該著作物について永久の精神的所有権を有し、この権利はロモンローによる保護を受けるから Statute of Anne とは無関係に被告に対し損害賠償を請求しうると主張した。裁判所は結局原告の主張を認めたが、その過程で裁判官の見解が鋭く対立し（結果は三対一）、マンスフィールド裁判長をして「私がこの席について以来、これほどまでに裁判官の意見が対立した事件はない」と嘆せしめたほどである。4 Burr. 2303, 98 Eng. Rep. 201 (K.B. 1769) 事案の内容は主として Kaplan and Brown, *Cases on Copyright*, 1960, p. 25 note c 以下。

(9) Millar は一七六八年 Millar v. Taylor 事件訴訟係属中に死亡し、彼の権利は遺言執行者の手を通じて Beckett に移転された。ときたまま Donaldson が《The Seasons》の廉価版を発行したため Beckett はエクイティ裁判所に発行差止を請求し、同裁判所は一七三三年に発行差止の仮処分命令を出した。そこで Donaldson は当該著作物が保護期間を経過していること、ロモンローの原則から永久の著作権を引き出すことができないことなどを理由に貴族院に上告した事件。

上告を受理した貴族院は一名の裁判官に対して以下の諮問を發した。

1. コモンロー上、文学的著作物の著作者は、その著作物を販売の目的で印刷発行する独占的権利を有し、かつ著作者の同意なくして著作物を印刷・発行・販売する者に対して訴訟を提起できるか。 八対三で肯定。

2. 著作者がかかる権利を原始的に取得するとしても、コモンローによればこの権利が著作物の印刷・発行によって消滅するものとしているか。そして爾後何人も自己の利益のために著作者の意に反して著作物を複製・販売することが可能となる

のか。七対四で否定。

3. たとえかかる訴訟がコモン・ロー上成立するとしても、それは Statute of Anne によって奪われるものであるのか、即ち著作者は制定法によって、制定法の定める救済以外のいかなる救済をも受けえなくなるのか。六対五で肯定。

4. 著作者及びその承継人はコモン・ロー上永久に印刷発行の独占権を有するのか。七対四で肯定。

5. この権利は Statute of Anne によって弾劾され、制約され奪われたのであるか。六対五で肯定。

以上の裁判官の意見を要約すると、著作者はコモン・ローによってその権利の保護を受けるが、制定法の適用を受けるようになる。コモン・ローによる保護は失われるとの見解を六対五の僅差であるが採ったものとみることが出来る。貴族院は、これらの裁判官達の意見及びカムデン卿の原判決破棄意見に賛成し、原判決を破棄している。Cf. Kaplan and Brown, *op. cit.*, pp. 26-27.

なお戒能前掲書五〇頁以下によれば、諮問を受けた一一名の裁判官とは King's Bench の裁判官（この中にはブラックストーンも含まれている）を指し、しかもこれらの裁判官は Millar v. Taylor 事件の結論と同様に、コモン・ローによる無期永久の著作権は Statute of Anne によってなんら制限を受けるものではないとの見解を探ったのに対し、貴族院はこれとは反対の判決をなしたものであると述べておられる。だがこの記述には次の二つの点で疑問である。その一は、一一名の裁判官の所属機関についてである。戒能・前掲書は、これらの裁判官はすべて King's Bench に所属すると云われるが、この一一名の中に含まれているブラックストーン判事は当時 Common Pleas の裁判官で King's Bench には所属していないし、しかも King's Bench の裁判官が一一名から成るといいうのも多すぎすぎる (Millar v. Taylor 事件のときは四名から成っている) ところから推察すれば、これらの裁判官はコモン・ロー裁判所を構成する King's Bench, Common Pleas, Exchequer の裁判官の全員か(戒能・前掲書五一頁によれば一一名の裁判官の内訳は Justice 七名、Baron 四名となつてゐるが、Baron とは Exchequer の裁判官を指すものであるから Exchequer の裁判官も含まれていたとみるのが妥当ではあるまいか)、あるいはこれらの裁判官の中からとくに貴族院によって指名された一一名の者のいずれかではないかと思われる。その二は、一一名の裁判官の見解と貴族院の判決とが相反したという点についてである。戒能・前掲書五一頁は、前述の諮問のうちどうとうについていずれも七対四で否定の結論を出したと述べておられるが、私の入手した資料例えは Kaplan and Brown, *op. cit.*, pp. 26-27; Copinger and Skone James, *Law of Copyright*, 1953, pp. 2-3; Howell, *op. cit.*, p. 3; Morris, *op. cit.*, p. 227; Goodman, *The New Law of Copyright*, *Current Legal Problems* vol. 10, p. 169 によればいずれも六対五の僅差で肯定の結論を出したと説明しているので、もし後者を正しとすれば一一名の裁判官の意見と貴

族院の判決とが齟齬をきたしたとみることはできないように思われる。

- (10) このようにイギリスでは一九一一年法以来コモン・ロー上の保護を受ける著作権が一掃されたがアメリカでは依然として発行前の著作物についてはコモン・ローによる保護を認めている。この点については次項参照。

- (11) Cf. Strauss, *The Moral Right of Authors*, 4 *Am. Journal of Comp. Law* (1955) pp. 518-519.

- (12) 一九五六年法の第四三条は第六項を除きすべて *passing off* に関するもので新法によって新たに設けられた規定であるが、第六項だけは一八六二年の *Fine Arts Copyright Act* 第七条をその基引きついでものである。したがって一八六二年法第七条の解釈について現れた判例は現行法の解釈になつても適用される。例えば *Carlton Illustrators v. Coleman* 事件 ([1911] 1 K.B. 771) などこれが該当する。

原告は被告の発行する新聞・雑誌に広告として使用される線画を作成する美術家であつたが、当事者間の契約で著作権は被告に帰属する定めとなつていた。ところが被告は原告の同意を得ずに原告の著作物を拡大してカラーのポスターを作ることを計画し、原告以外の者に大幅な修正を行なわせてそれに原告の氏名を記入して頒布した。そこで原告は一八六二年法第七条違反を理由に訴を提起した。裁判所は原告の主張を認めたがその中で第七条の著作物の変更とは何かの点に触れ、第七条の規定に該当しない著作物の変更があることを指摘した後、次のように判示する。

「本条に云う(著作物の)変更とは立法趣旨にてらせば重要な変更であることを要する。重要な変更とは美術家の信用及び名声を害するおそれのある変更を意味する。私 (*Channel* 判事) は個々のケースにつき現に美術家の信用及び名声が害されているか否かを検討する必要はないと考える。変更は美術家の信用及び名声を害するおそれのある性質のもので足りる。この原則を本件にあてはめて考えれば本件の著作物の変更は、第七条の著作物の変更にと該当すると思料する」

Channel 判事はさらに線画に着色することが同条の変更にかの問題に触れ、原画がカラーである場合にはかのカラーで複製することは明らかに著作物の変更になるが、原画がカラーでない場合にこれに着色することは恐らく大部分が著作物の変更となるであろうが必ずしもそうとは限らないと述べている。cf. *Copinger and Skone James*, op. cit., p. 96.

- (13) *Op. cit.*, p. 348

- (14) 著作物のタイトルの違法使用が著作権侵害となりうる例は殆どない。わずか一二語で構成されるタイトルに創造性を認めることが困難だからである。だが同一のタイトルを別の著作物に附することは公衆を惑わすことになるばかりか原著作者の利益にも大いに

関係する。その救済策としては *passing off* に基づく訴訟に拠る以外にはない。 cf. *op. cit.*, pp. 87-93.

(11) *Marenco v. Daily Sketch, Ltd.* [1948] 1 All E.R. 406 ; *Serville v. Constance* [1954] 1 W.L.R. 487

(12) *Forbes v. Kensley Newspapers, Ltd.* [1951] 2 T.L.R. 656 ; *Landa v. Greenberg* [1908] 24 T.L.R. 441

第四項 アメリカにおける著作人格権

独立宣言後、アメリカではいくつかの国家^{ステイツ}で、著作者の保護基準を定める法律が制定された。だがそれらの法律の地域的効力は、各国内(州内)に限られていたため、著作者がそれら諸国家^{ステイツ}において著作権の保護を受けようとする場合には、すべての国家の法律に従わなければならない⁽¹⁾。このような不便を避けるために、やがて成立した合衆国憲法は、特に規定を設け、連邦議会に「著作者及び発明者をして一定の期間それぞれの著作 (Writings) および発明に関する独占的権利を確保せしめることによって、学術および技芸の進歩を助ける」権限⁽²⁾を付与した(一条八節八項)。

この規定に基づき、一七九〇年に最初の著作権法が制定された。この法律は、題名の登録、登録した旨の新聞公告、及び納本の三要件を具備する書籍、地図及び海図の著作者及びその承継人に対し、一四年間にわたり(さらに一四年の更新が認められる)著作権を保障するものであった。一七九〇年法以後に現れた法律は、保護される著作物の種類及び保護期間を拡大強化する方向に進んでいる。すなわち、被保護著作物の種類は、一八〇二年印刷物、一八三一年音楽的著作物、一八五六年演劇著作物、一八六五年写真、一八七〇年美術著作物と次第に追加され、また保護期間も一八三一年には、発刊の時から二八年(著作者又は彼の寡婦及び子供には、とくに一四年の更新が認められる)と延長されるにいたった(なお保護期間は一九四七年にはさらに延長され発行の時から二八年のほか、さらに二八年の更

説 新が認められている。⁽³⁾

一九〇九年には、以上を包括する法改正が行なわれ、一九四七年の現行著作権法に引きつがれている。なお、この法律は、その後数回にわたる部分的修正が施されて現在にいたっている。

アメリカ著作権法の基礎概念の中で特に重要なのは、既刊 (published) 著作物と未刊 (unpublished) 著作物の区別である。⁽⁴⁾ 未刊著作物はコモン・ローによって保護される。それによると保護要件としての形式は必要でないし、また保護期間の制限もない。未刊著作物は発行と同時に、コモン・ローによる保護を失い、以後は制定法の規制を受けるだけである。制定法は、権利者の承諾を得て取引におかれるすべての複製物に著作権記号⁽⁵⁾を付すことを著作権の保護要件としており、また著作権侵害のための出訴要件として Copyright Office に対する複製物の提出 (いわゆる納本) と登録を規定している。⁽⁶⁾

以上のようにアメリカ著作権法の展開は、徐々に著作権保護の度を強めつつあるが、これは専ら作者の財産的利益の側面、換言すれば著作物の経済的利用保護の側面のみが取り上げられており、作者の観念的利益保護の側面は制定法上全く無視されている。だが、かかる事実からアメリカでは著作人格権が全く保護されていないと速断してはならない。現に判例集を一瞥するとき、作者の観念的利益の保護に奉仕している多くのケースをみる事ができるのである。そこでわれわれは、アメリカの判例を大陸法における著作人格権の分類にしたがって整理したシュトラウス (Strauss)⁽⁷⁾ 及びローダー (Roeder)⁽⁸⁾ の論文に拠りつつ、アメリカにおける著作人格権の態様を概観しよう。

(イ) 公表権 (the right to publish or not to publish)

公表権は著作権法に規定され、著作者の排他的権利として保障されている (一条) が、さらに二条において、

「本法は、未発行著作物 (unpublished work) の著作者、又は所有者が自己の同意なき著作物の複製、発行 (publication) 又は利用を拒否し、損害賠償を請求するコモン・ロー上、又はエキイテイ上の権利を無効又は制限するものではない」(傍点筆者)

と規定し、公表権が制定法上の権利としてばかりでなく、コモン・ロー上の権利としても承認されることを示している。

著作物の移転は必ずしも公表権の移転を伴うものではなく、契約に明示されない限り、著作者又は法定相続人に留まるものと解しなければならない。従って著作物を取得した者は、これを保存或は破壊いずれをなすも可能であるが公表することは許されない。⁽⁹⁾

(d) 著作者たることを主張する権利 (the right to Paternity)

著作権法にはこの権利に関する規定はない。だが契約の解釈により、あるいはプライバシー、文書誹毀 (libel) 及び不正競争 (unfair competition) などの不法行為に関する法理により保護されている。

まず著作者の氏名が出版者によって記載されなかったケースとしては、Clemens v. Press Publishing Co. 事件がある。⁽¹⁰⁾

この事件は当事者間の契約の解釈が争われたものであるが、裁判所は、

「契約は当事者の意図に効果を与えるように構成されるべきである。もし当事者の意図が、被告が文学的著作物についての権利を取得し、それを出版すべきであるという点にあるとするならば、原告は著作物の売却代金を請求する権利を取得するばかりでなく、原稿がそのままの形で出版されるよう要求する権限をも取得するのである。従って被告がその原稿に手を加えたり、著作者以外の氏名で公表したり、あるいは著作者の氏名を省略することは、著作者との契約で認めていない限り許されない。……当該契約を解釈すれば、当

事者の意図は、被告が著作者の氏名を附して著作物を出版すべきであるという点にあったものと判断する……」

と判示し、原告に、彼の氏名を附さない出版に対して異議を申立てる権利があることを承認している。

また著作物の内容を歪めたものに著作者の氏名を使用したケースとしては、*Neyland v. Home Pattern Co.* 事件がある⁽¹¹⁾。この事件は原告の作成にかかる絵画を単に観賞の目的で取得した被告が、原告の同意を得ずに、ソファークッションの刺しゅうのパターンとして利用し、非常に粗雑であったにも拘らず「原画そのまま」として著作者の氏名入りで広告した事件である。裁判所は原告の主張するプライバシーの権利の侵害とは解さなかったが、著作者の同意を得ずに絵画をソファークッションのデザインとして使用し、且つ彼の氏名を利用したことは、明らかに著作物と著作者氏名の不法使用であり、ニューヨーク *Civil Right Law* 五一条の *personal right* の侵害であると判示している⁽¹²⁾。

さらに実際には、その著作物の著作者ではないにも拘らず、著作者として表示されたケースとしては、*D'Alton-onte v. New York Herald Co.* 事件がある⁽¹³⁾。原告は、自己の氏名がセンセーショナルなストーリーの著作者であるとの虚偽の事実が被告によって伝播されたことを理由に文書誹毀及びプライバシーの侵害として訴求した事件であるが、裁判所は原告の氏名をかかるとストーリーの著作者として使用することは、原告を嘲笑と侮蔑の中に曝すことになる⁽¹⁴⁾と判示して、文書誹毀の侵害を容認している。

著作者たることを主張する権利の判例の中で、しばしば問題とされるケースは、*Vargas v. Esquire Inc.* 事件である⁽¹⁵⁾。この事件は画家たる原告と雑誌社たる被告との間の継続的絵画供給契約において「*Vargas* は《*Varga*》、《*Varga Girl*》、《*Varga, Esq.*》及びその他絵画と結合して使用されるすべての氏名が、永久且つ排他的に被告に属するこ

とに同意する」という条項が加えられていたため、被告は数枚の絵画につき原告の氏名を附さずに出版した事件であるが、裁判所は契約には不明瞭な点は存在せず（著作者たることを主張する）権利を原告に留保するという当事者の黙示の意思表示も認められないとして、原告の複製差止請求を棄却した。この判決は、原告が被告に対し氏名の使用を許したことから、直ちに匿名にする権利をも譲渡したものと解しているのであるが、このような契約の拡張解釈を許す限り、アメリカの判例が *moral right doctrine* を認めていないと評されても止むを得ない。著作者の氏名を使用する権利は、その氏名を省略しないという義務を伴うものと解する余地があったように思われる。一部の学者により激しく非難されている所以である。⁽¹⁴⁾

(v) 著作物変更権 (*theright to the integrity of the work*)

著作物変更に対し異議を申立てる権利は、文書誹毀、又は不正競争の不法行為理論によって保護されている。だが著作者が明示の意思表示により著作物の変更に同意した場合、及び技術上の理由で著作物の変更が止むを得ない場合は例外として保護を受けない。以下具体的に考察してみよう。

放送用台本の改竄のケースとしては *Locke v. Benton & Bowles, Inc.* 事件がある。⁽¹⁵⁾これは現地ルポライターとしてその正確な報道に定評のある原告が、被告たる放送会社のために放送用台本を作成したが、放送解説者がこれに大幅な修正を施し事実を歪めたにも拘らず、台本の作者を原告として放送したため名誉毀損に基く損害賠償を請求した事件であるが、裁判所は文書誹毀の理論を援用し、これによって原告の主張を認めている。

また著作物の一部を無権限で削除したケースとしては、*Granz v. Harris* 事件がある。⁽¹⁶⁾原告の演奏した原盤を取得した被告が、無権限で演奏の一部をカットしてレコードを複製、販売した。しかもそのレコードには「Presented by Norman Granz」と記載されていた。そこで原告は、かかる無権限なカットがあたかも原告によってなされたかの如

き印象を与えるものであるから、不正競争に基く不法行為及び契約侵害を構成し、さらに原告の名声に関する人格権を侵害したものであると主張した。この点について裁判所は、原告の演奏した原盤を取得した者がレコードを複製するにあたり、各レコードに原告の演奏による旨の表示を記載しないのであれば一部をカットしても違法ではないが、もし記載したのであれば不正競争に基く不法行為となると判示して、原告の販売差止請求を認めた。J・フランク判事はこの判決の賛成意見の中で、著作物変更異議申立権に触れ、コモン・ロー上この権利が承認されていると述べている。⁽¹⁷⁾

小説のタイトルと登場人物とを著作者の同意なしに借用（放送）しながら、小説とは全く別の内容のものを作り出したケースとしては、*Prouty v. National Broadcasting Co.* 事件がある。⁽¹⁸⁾ 裁判所は、

「かかる放送において、被告が原告の同意を得ることなく小説の内容及び主要な登場人物を使用していること、さらに小説の使用が著作物及び著作者の名声を害し、且つ公衆をまどわす程度のものであることが認められるならば、不正競争として知られる範疇で発展しつづめるエクイティの原則を適用して、救済をはかることが許されよう」

と判示し、原告の主張を認めている。

美術著作物の修正に関するケースとしては、*Meliodon v. Philadelphia School District* 事件⁽¹⁹⁾が注目される。この判例は *equity suite* に関するもので、アメリカ法が著作人格権を否定している一例として、論者によって主張されているものである。⁽²⁰⁾ 原告は被告のフィラデルフィア教育局との間で教育委員会ビル (*Board Education Building*) に設置する彫刻を製作する契約を結び、それを履行した。ところがこの彫刻は、教育委員長の命令によって修正が施されたので、原告は、修正された著作物が彼のものとして美術家や批判家によって信じこまれたために、その著作物

に関心をもつすべての人によって軽蔑されたと主張して、損害賠償と変更された著作物の破壊とを請求した。裁判所は、原告の蒙った名誉毀損は、不法行為によって救済を受くべき性質のものであるが、被告は政府機関であり、その代理人の不法行為に対し責任を負う義務はない旨を述べ訴を却下した。従って一部の学者の主張するように、この判決から著作物変更権が否定されていると解することは無理のように思われる。何故なら本件は被告の地位がたまたま政府機関であったために、訴訟上救済を受けなかったにすぎないものであるからである。²¹⁾

以上述べたもののほか著作者の観念的利益を保護している判例はきわめて多い。²²⁾ だが、それらはいずれも文書誹毀、プライバシーあるいは不正競争などの不法行為法理によって救済されているにすぎず、独仏にみられるが如き moral right doctrine の存在が否定されていることは注目に価する。²³⁾

(1) Howell, op. cit., p. 4.

(2) 斎藤真・「アメリカ合衆国憲法」(岩波文庫・世界憲法集所収)の訳による。

(3) Howell, op. cit., pp. 4-6.

(4) したがってアメリカ著作権法では Publication の意義が重要となる。一九四七年の現行著作権法はこの点を明らかにしていない。この概念を一般的に定義することが困難であるという理由によるものである。だが二六条が販売又は頒布の目的で複製物 (copies) の作成される著作物につき「発行情日とは第一版の複製物が著作権を有する者によって販売ルートに置かれた (placed on sale) か、販売されたか、あるいは公に頒布された (publicly distributed) かした最初の時点を云う」と規定しているところから Publication とは複製物を販売ルートに置く行為あるいは公に頒布する行為を指すものと推定される。したがって例えば複製物を店頭で陳列する行為 (placed on sale に該当する)、マンフレットとかビラを戸口に投げ込んだり、郵送したりする行為 (publicly distributed に該当する) はいずれも Publication となる。Publication は複製物 (copies) の発行についてのみ問題となるのであるから、複製物のない演述、上演、放送等の Performance は Publication とはならない。だが例えば美術著作物のように複製物が作成されずに原作一つきりしかない場合でも、それがすべての人にとって観覧が可能であり、自由に複製できるような状況にあれば、原作の展示をも

の Publication とみなされる (American Tobacco Co. v. Werckmeister, 207 U.S. 284 [1907])。またノロイドの販売が Publication にあたるか否かにしては争いがある。かつて機械的複製物は copy とみなされなかつた判例があつた (White Smith Publishing Co. v. Apollo Co., 209 U.S. 1 [1908])。ため通説はノロイドの販売が Publication にならなかつたと解していた。だが最近の判例の中にはこれに反対するものが次第を増えておつた (Shapiro, Bernstein & Co. v. Miracle Record Co., 91 F. Supp. 473) cf. Howell, *op. cit.*, pp. 62-69.

(5) 著作権記号は (c) «Copyright» の字句、又はその略号である «Copr.» か © 記号 (d) 著作者の氏名 (e) 第一発行の年号 の三要素から成つてゐる。この著作権記号を欠く著作物は発行と同時に公有となり、著作権法上の保護を受けることができない。

(6) 一九〇九年にいたるまで、発行前に著作物を登録することが著作権の効力発生要件であつた。そして登録するためには納本を必要としていた。そこで著作物の発行が登録より一日しか先んじない場合であつてもその著作物は公有になるものと解されていた。一九〇九年法はこれを改め、著作権は著作権記号の附した複製物の発行によつて保護されるものとし、登録は著作権侵害訴訟の出訴要件としたものである。

(7) Strauss, *op. cit.*, pp. 506-538.

(8) Roeder, *The Doctrine of Moral Right: A Study in the Law of Artists, Authors and Creators*, 53 *Harvard Law Review* (1940) pp. 554-578.

(9) Pushmann v. New York Graphic Society, 25 N.Y. Supp. 2d 249; *Chamberlain v. Feldman*, 84 N.Y. Supp. 2d 713.

(10) 122 N.Y. Supp. 206 (1910)

原告は被告の事務所へ赴き、原告の書いたストーリーの原稿を二〇〇ドルで買取るよう要求した。被告はそのストーリーをもつと短かくするならば買取るだらうと答えた。原告は被告の申出通りに訂正した。だがその原稿には原告の氏名が記載されていたにも拘らず、被告は原告の氏名を載せずに出版した。そこで原告が損害賠償を請求した事件。

(11) 65 F. 2d 363 (2nd Cir. 1933)

同裁判例としては Curwood v. Affiliated Distributors, 283 Fed. 219 がある。これは、被告が無権限に原告のストーリーを映画に改作するにあつて内容を改竄したにも拘らず原告の氏名を著作者として掲げた事件であるが、裁判所は著作者氏名の使用とストーリーのタイトルの使用の差止請求を認めてゐる。

- (1) 208 N.Y.596, 102 N.E. 1101 (1913)
- (2) 164 F. 2d 522 (7th Cir. 1947)
- (3) Katz, 24 So. Calif. Law Review No. 4, 375 at 412. cf. Strauss, op. cit., p.525.
- (4) N.Y.L.J. Dec. 22, 1937, p. 2309.
- (5) 198 F. 2d 585 (2nd Cir. 1952) この事件は音楽著作物の演奏者に関する事件であるから厳密には隣接権に属し、著作権とは異なるが同一の法理が適用されるケースであるのでここで取り上げることとした。
- (6) フランク判事はこの点について次のように述べる。
- 「勿論私は、契約に基づこうと不法行為によろうと、原告が彼の作品の改竄されたものに彼の氏名が附されるのに対し異議を申立てる権限を有することと同意する。この法理は決して目新らしいものではない。あるイギリスの裁判所 (Byron v. Johnston [1816] 2 Mer. 29) は、'バイロンの詩集を内容とするにも拘らず、バイロンがその著作者である旨を表示しない本の発行差止を命じている。…それらの裁判所は、ある美術家が被告に著作物を売却し、被告がそれを重大な変更を加え、それを原告の作品であるとして表示するが如き状況においては原告の差止請求を認めている。著作物が著作権を有するものであると否とに拘らず、また美術家との契約が明示の意思表示により合理的修正を施しているにせよ、美術家が実質的にはオリジナルからかけはなれたものに著作者として揭示されるのは起訴しうる違法行為である。」
- (7) 24 F.Supp. 265 (D.C. Mass. 1939)
- (8) 原告は「Stella Dallas」と題する小説の作者であったが、被告は原告の同意なくしてこの小説の女主人公 Stella Dallas の氏名を借用して台本を作成し放送したため、小説の芸術的価値がそこなわれ原告の名誉が侵害されたと主張した事件。
- (9) 328 Pa. 457, 195 Atl.905 (1938)
- (10) Roeder, op. cit., p. 568.
- (11) Strauss, op. cit., p. 528.
- (12) ショトラウスは以上の権利のほかに次の権利をアメリカにおいて承認された著作人格権として述べている。
- (i) 著作物を創作する権利
- 特定履行を強制することは許されず、損害賠償のみが許される。 Roller v. Weigle, 261 F. 250

(ロ) 過度な批評に異議を唱える権利

文学的及び美術的著作物の批評は公正な評釈 (fair comment) の範囲内でのみ許される。その範囲を越え著作者の名誉を毀損するときは文書誹毀によって救済される。 *Berg v. Printers' Ink Pub. Co.*, 54 F. Supp. 795, 141 F. 2d 1022.

(イ) その他の人格権侵害に対する救済権

例えば映画の広告のために仮空のために仮空の手紙を作成し、その発信人としてある婦人の氏名を使用したところ、それが女流美術家の氏名と偶然一致し、そのため彼女が手紙で述べられているような放縱な性格を有するとの推定を受けたとしてブライバシーの侵害を主張し認容されたケース。 *Kerby v. Hal Roach Studio*, 53 Cal. App. 2d 207, 127 P. 2d 577 (1942).

(23) *moral right doctrine* に触れた判例として *Shostakovich et al. v. Twentieth-Century Fox Film Corporation*, 196 Misc. 67, 80 N.Y. Supp. 2d 575 (1948) がある。この事件は、冷戦期における米ソ間のスパイ活動を描いた被告製作の「鉄のカーテン」と題する映画にソ連の著名作曲家たる原告の音楽をバックに流したことが原告の政治的信条に反するという理由でブライバシー、文書誹毀等の侵害及び *moral right* の侵害が訴求された事件。ニューヨーク州最高裁は、著作物が既に公有になつており何人も自由に複製できる状態にあるからブライバシーの侵害には該当せず、また原作を忠実に複製しているから文書誹毀にもあたらないとした上、*moral right* 侵害の主張に対しては大要次のように判示した。

moral right の法理によむと、裁判所は、おそらく著作物が公有となつた場合でも著作者の権利を侵害するような著作物の使用を禁止することができるであろう。だが著作物が公有となると誰でも自由に利用することになるはずであるから、この他人による著作物の利用権能と著作者の *moral right* とが衝突するおそれが生じてくる。この場合 *moral right* の優位を認めるためには何らかの規程がなければならぬはずであるが、それを芸術的価値に求めるのか、政治的信条に求めるのか、さらにはまた倫理観に求めるのか必ずしも明らかでない。だいいち現在のアメリカ法では *moral right* が存在しているかどうかはつきりしていないし、その他の権利との関係とか救済手段などについても決められてはいない。

以上のように述べて *moral right* 侵害の主張もまた排斥している。

第二節 各実定法体系における著作人格権の地位

第一項 ドイツ法上の地位

(一) 現行法上の地位

ドイツでは長期間にわたる国内の不統一のために立法化にかなりの遅れをみたが、その間、人格権論の抬頭期に遭遇したことが、著作人格権に対する関心を喚起するという好結果をもたらした。一八七一年のライヒ法はまだ著作権を財産権として扱っているにすぎないが、一八八四年のRG判決が著作物変更権に対する異議申立権を認めたのをきっかけに、一九〇一年法及び一九〇七年法はいずれも著作人格権に関する規定を含めるにいたった。勿論この法律も重点が著作権の財産権性におかれていたことは前述の通りである。だがたとえ不十分なものであろうと、ともかく著作権の規定が設けられたことは、著作権を表示する《Urheberrecht》の語がフランスにおける《propriété littéraire et artistique》とは内容的に同一視できないことを示しているといえる。一八八五年ベルヌ条約締結のための第一回国際会議の席上、フランス代表が条約草案のタイトルが《Union générale pour la protection des droits d'auteurs》と記されていることに異議を唱え、フランスにおける慣用例にしたがい《des droits d'auteurs》の語の代りに《de la propriété littéraire et artistique》の語を用いるべきであると主張したのに対し、ドイツ代表は《propriété》概念のもつ財産権的イメージに強く反対し、結局、スイス代表の折衷案である《protection des oeuvres littéraire et artistique》の語が採用されるにいたったと報告されているのをみても、ドイツでは一九〇一年法制定以前既に著作権が著作人格権の性質を内包することを認識していたものと推察されるのである。

著作人格権を著作権概念に包摂するという傾向は、とりわけアルフェルトを先駆者とする著作権一元論主張者によ

って強力に推進された。この見解は前述の如く著作権を財産権の要素と人格権的要素との不可分に結合した特殊な単一の権利とみるもので、出現以来今日までドイツ学界の主流を占めている見解である。したがって判例が次第にこの理論の影響を受けるようになったのも、蓋し当然といふべきであろう。例えば、ニーチェの手紙事件 (RGZ⁽⁴⁾ 69, 401) において、手紙に人格権が認められるか否かが争われた際に、RGは現在の私法体系においては一般的人格権は承認されていないと述べた後、

「法律によって規定せられた人格権、例えば氏名権、商標権、自己肖像権、及び著作権の人格権的要素 (die persönlichkeitsrechtliche Bestandteile des Urheberrecht) だけが認められるにすぎない」(傍点筆者)

と判示して、著作権が財産権的要素と人格権的要素とから成る単一の権利であることを当然の前提として論旨を進めているし、また建築著作物に著作者と呼称されることの著作者の利益は、財産的利益を含むとした判例 (RGZ 110, 396)⁽⁵⁾ 及び財産的請求権が著作人格権から生ずることを承認した判例 (JZ 1953, 643, SchulzeBGMH Nr. 28)⁽⁶⁾ や⁽⁷⁾ は公表権が財産権的性質と人格権的性質を兼ね備えることを明らかにした前述のコシマワグナー日記事件判決など、いずれも著作権一元論を基調とし、これを間接的に表明したものとみることができるとは、

(二) 改正草案上の地位

ドイツにおける著作権法改正の作業は、一九三二年以来続けられている。戦前における改正作業の成果は、ライヒ司法省草案 (一九三二年)、アカデミー草案 (一九三八年) その他多数の改正私案となつてあらわれているが、第二次大戦の勃発によってそれらはすべて中止のうきめをみた。戦後は一九四八年にベルス条約の改訂会議がブラッセルで開かれたのを機に、連邦司法省の手で改正作業が再開され、一九五四年には参事官草案が公表された。この草案は

内容の公開によって提起された多くの批判を参酌して修正が施され、一九五九年の連邦司法省草案となりさらに若干の修正をみて一九六一年に連邦政府草案として議会に上程されている。この法案は目下審議中である。

戦後におけるこれら三つの草案は、従来の学説、判例の傾向を大幅に取り入れ、著作権の一元的構成の徹底を期した点に共通の特色を見出すことができる。勿論数度にわたる変遷の過程で、個々の部分については多くの相違を認めることができるが、著作権の一元的構成という改正草案を貫く基本原理に関しては少しいの変更をみていない。そこで本項では、一九五九年の連邦司法省草案によって著作権の一元的構成がどのように法文化されているか調べてみよう。⁽⁷⁾

(イ) 著作権概念

従来、著作人格権が著作権概念に包摂されるか否かについては、法文上必ずしも明瞭ではなく、むしろ否定的に解さなければならなかったのに対し、草案は、これを明文を以て認めている。すなわち一〇条において「著作権は著作人による著作物の利用 (Verwendung) 及び著作物の著作物に対する精神的、人的関係を保護する」と規定している。この規定は、著作人格権を著作権概念に包摂することを明らかにしたばかりでなく、一条以下に列挙された個々の財産権の権能、及び人格権的権能の冒頭において包括的、一般的規定を設けて将来生じうべきあらゆる権能が著作者に帰属することを明らかにした点⁽⁸⁾からも、その意義が高く評価される。だがそれはともかく、この規定からは著作人格権が著作権概念において、もう一つの構成要素である著作財産権とどのような関係に立つかは明らかにされない。これを検討するには、さらに著作権の動態的側面に関する規定を調べなければならない。

(ロ) 著作権の譲渡

現行法の規定によれば、著作権の譲渡は可能であり（LUG八条、KUG一〇条）、ただ他のとりきめがない限り、一定の権利、すなわち著作物、著作物のタイトル及び著作作者符号の変更に変更を唱える権利が著作権の譲渡の際にも著作者に留保される（LUG九条、KUG一二条）にすぎない。従って特別の契約があれば、かかる人格権の譲渡を著作者から奪うことは法文上可能であつたわけである。ところが通説はこれを認めず、少くともその核心に当る部分については、常に著作者に留保されなければならないと解していたことは、既述の通りである。⁽⁹⁾だが著作人格権と著作権の緊密な結合関係に鑑みるとき、著作者に留保される部分と譲渡される部分とを厳密に区別することは困難である。そこで草案は、著作権自体の譲渡を否定したばかりでなく（これは著作人格権を著作権概念に包摂した当然の帰結である）、その一部分の譲渡さえも否定することとした。従つて草案によれば、財産権の権能でさえ本来の意味での譲渡は許されないこととなつた。だがこれは著作物の経済的利用可能性の喪失を意味するものではない。草案は譲渡に代えて利用権の附与（Einräumung von Nutzungsrecht）という概念を案出し、著作権から派生する権利としての利用権が、工業所有権上のライセンスと同様の法理によって他人に与えられ、その行使が許されるにすぎないという法的構成を法文上明らかにした。⁽¹⁰⁾つまり著作物を経済的に利用する場合であっても、著作権は常に著作者のもとに留保され、ただ利用権の負担を受けるにすぎないものと解するわけである（草案は、著作権から派生する利用権を、著作者又はその取得者に与える単純利用権（einfache Nutzungsrecht）と、著作物を一定の方法で排他的に使用する権限⁽¹¹⁾を、著作者又はその取得者に与える排他的利用権（ausschließliche Nutzungsrecht）との二種類に分けている）⁽¹²⁾。この法理によれば、著作者のもとに常に著作人格権ばかりでなく、著作財産権もまた留保されることとなつて、著作権の単一性が維持されるという利点をもたらしことのほかに、著作者は著作物の利用を他人に委ねても、著作物の運命について常に一定のコントロールを加へ得ることとなり（例えば、利用権は著作者の同意を得てのみ譲渡することができ（二九条一項）、排他的利用⁽¹³⁾）、著作者の保護を基調とする著作権制度の趣旨によりいつそう沿いいうるといふ利点をも併せもつこととなつた。

(ハ) 著作権の相続

現行法と同様、草案も著作権の相続を認める(二三条一項)。すなわち、著作者の死後、著作権はその全体が―著作財産権ばかりでなく著作人格権も―相続人に承継され、相続人は著作権の保護期間中、著作者と同一の地位に立つ。著作者は、死因処分により、著作権が遺言執行人によって行使されるべきことを命ずることができる。だがこの場合、BGB二二二〇条の規定は適用されず、遺言執行人は著作権の保護期間中著作権を行使することができる(二三二条二項)。勿論この規定は、遺言執行人に著作権の行使を認めるものにすぎず、著作権の帰属を定めるものではない。著作権は死因処分の有無に拘らず、相続人に承継されるのである。

(ニ) 著作権の消滅

著作権は、著作者の死亡後五〇年で消滅する(六四条)。著作人格権もこの期間後消滅するのはもちろんである。

さて以上の諸規定を通覧するとき、ドイツの改正草案が著作権の一元的構成に並々ならぬ努力を払っているのを見取することができる。法案の成立には、まだ相当の日数を要するものと思われるが、三〇年の改正作業の成果が一日も早く達成されることを期待したい。

(1) RGZ 12, 50ff.

著作者から出版権を得た出版者が、著作者の死後改訂版を発行するにあたり、著作者の相続人の同意を得ずに第三者をして改訂せしめ、それを発行したのに対し、著作者の相続人が異議を唱えた事件。

(2) 第一回の表決では七対五の多数でフランス案が可決されたが、ドイツ代表がこれに強く反対し、この決議が維持される限りドイツは条約に加盟しないかもしれないとの意向を表明したため、スイス案が提出されたと伝えられている。vgl. Roebert, Urheberrecht

- (3) 前号一〇四頁以下参照。
- (4) ニーチェは生存中に親交の厚かったO教授との間で数百通にもぼる手紙の交換をしていた。両人の死亡後、O教授の相続人(被告)は、教授の遺言によりニーチェの手紙を公刊しようとした。そこでニーチェの唯一人の相続人である妹(原告)は、この手紙の所有権及び著作権が原告にあること、手紙の公表はニーチェの人格権を侵害することなどを理由に、まず発行差止の仮処分を得、次に手紙の複製・改作・頒布等は原告の同意なくして許されない旨の確認を求めて訴を提起した。一二審ともに原告の敗訴に終わったが、RGは、一般的人格権が現行法上認められないこと、手紙の所有権は受取人に帰属することなどを判示した後、手紙に著作権を認めることができるかどうかの点に触れ、手紙が文学的著作物となりうるか否かは創作的な思想内容あるいは芸術的形式如何によって定まるとしてニーチェの手紙に著作権を認め、原判決破棄、原審差戻の判決を下した。
- (5) 第一節第一項註(4)参照。
- (6) 原告は、ミュンヘンで開催されたある著名写真家の作品展のために展示カタログを作成した。被告はリンツにおける同写真展に際し、原告の作成したカタログの大部分をそのまま転用して頒布した。そこで原告がカタログの頒布禁止と損害賠償とを請求した事件。
- (7) 本来ならば一九六一年の連邦政府草案に拠るべきであろうが、遺憾ながら未だその正文を入手していないので、本稿では一九五九年草案に拠った。本稿に関連する限りでは両者に相違はなく、ただ条文に若干の変動があるにすぎないことを附言しておく。
- (8) *Entwürfe des Bundesjustizministeriums zur Urheberrechtsreform*, Verlag Bundesanzeiger, 1959, S. 32.
- (9) 前号一四四頁以下参照。
- (10) *Entwürfe*, S. 38.

第二項 フランス法上の地位

(一) 判例理論の形成

フランスにおける著作権の権利構成の問題は、とくに夫婦共同財産制に関する判例の中で発展をみている。いうま

でもなく、ここでは著作権全体が夫婦共同財産の中に包含されるか否かが論議の焦点であり、判例は多く事件の解決を夫婦共同財産制に関する規定の解釈に委ねているが、仔細に検討するとき著作権と財産 (Patrimoine) との関係、とくに著作権が財産権の性質のみを有するかの点についての考究を通じて、著作権の分析に努めている姿勢を見逃がすわけにはいかない。以下、著名な三つの事件について、各審級の判旨を紹介しながら判例発展の跡をたどることとしたい。

(1) Gaudichot 父子事件⁽¹⁾

〔事実〕

作家である被告は、一八二四年に原告の母と法定共同財産制により婚姻をしたが、一八七一年に妻が死亡したため、被告は再婚を決意し、その際、前婚姻期間中に執筆した著作物の著作権を第三者に譲渡した。被告の息子である原告は、セーヌ地裁に母の相続財産、及び共同財産の清算と分配とを請求した。一八七六年地裁は公証人を清算人に任命して業務にあたらせたが、公証人は被告の著作物が被告の特有財産であり、共同財産に含まれないと判断したため、原告はその修正を要求し、その理由として、当該著作物はその本質上動産であり、夫婦財産契約の存在しない場合には共同財産の一部をなすものであること、及び、自分が母の唯一の相続人であるから当該著作物の半分については所有者とみなさるべきことの二点を挙げた。

一八七八年一月一〇日第一審は原告の請求を認容した。その判決理由の中で裁判所は、まず著作物の性質について「精神的著作物は外部的形式をともなつて出現すると、直ちに所有権の対象となるに適した財 (bien) となり、爾後その法規定の適用を受け、とくに公表著作物が問題とされる場合には、著作者の利害関係人すべてがその利益に関与する……」

と述べ、さらに著作権が共同財産に含まれることの正当性については、

「それは夫婦による取得の原因が何であるかを問わず、動産的価値を有するものすべてが共同財産に含まれるという code civil 一四〇一条と一四九八条の規定から生ずる」

と述べている。ここでは著作権が財産権的性質のみを有すること、しかもその財産権性は、著作物が外部的形式によって客観的実在となる時に生ずることを明らかにしたものと解せられる。

この判決は一八八〇年三月一三日第二審においても全面的な支持を受けた。被告は、この判決を不満として上告したが、破毀院審理部 (*chambre des requêtes*) は一八八〇年八月一六日次のような理由で上告を棄却した。

「文学的又は美術的所有権(＝著作権)は必然的に動産であり、動産としての性質を有し、公益のための保護期間の制限を除いては他の所有権と同一の運命を迎えるものである。公表によって具現化された (*matérialisée*) 文学的著作物は所有権の対象となるに適した財を構成し、その財から生み出されたものも動産である。従って動産として共同財産の中に含めなければならない」

これによると、著作物が財となりうる時期について、原審が著作物完成の時と解しているのに対し、破毀院は公表によって具現化された時、つまり著作物が著作者の手を離れて公衆に伝達された時としている点に注目すべき相違がみられるが、著作権の法的性質については、原審同様、財産権的性質を有するものと解している。とくに著作権を有体物所有権と同一次元で処理している点、精神的所有権論の強い影響をみのがすわけにはいかない。

(四) Lecocq 夫妻事件

〔事実〕

被告(夫、作曲家)と原告(妻)は、取得共同制により婚姻生活に入ったが、その夫婦財産契約の中で、今後創り出した著作物のうち教篇は共同財産となり、その他は特有財産となることを明記した。ところがその契約には、創作は婚姻前であるが公表は婚姻後とな

った著作物の帰属について、何らの規定も設けられていなかった。原告の不法行為により離婚が宣告された折に、公証人はこの著作物の著作権を共同財産の中に含めなかった。そこで原告はこれに異議を唱え婚姻後に公表された著作物の著作権は、共同財産に含まれないと主張した。

第一審のセーヌ地裁は(1)事件と同様の理由によってその主張を認め、清算の修正を命じた。これに対しパリ高裁は一八八四年四月三日に、

「精神的著作物は *code civil* 上の所有権の対象となりうる財ではなく、文学的及び美術的所有権に関する法規定によって規制せられ、且つ、限定せられる特殊且つ一時的権利の対象となるにすぎない」

と述べて、著作権はたとえ文学的及び美術的所有権 (*propriété littéraire et artistique*) という名称を附しても *code civil* 上の所有権とは本質的に異なる点を強調した上、

「夫婦財産契約によって規制される取得財産共同制の過程で、夫により発行された音楽的著作物の所有権(＝著作権)は共同財産に含まれない。ただ婚姻解消迄に生じたこの著作物からの収益のみが共同財産に含まれるにすぎない」

と判示した。(2) この判決は、著作権が著作者の観念的利益の保護に奉仕する点に着目して、非財産権的性質を有するものと考え、これを特有財産に含めると同時に、著作権の利用によって得た収益のみを共同財産に包含しようとするものである。ここでは人格権一元論の影響を認めることができよう。

ところが一九〇二年六月二五日の破毀院判決は、パリ高裁の判決を破棄して、従来の判例の立場を踏襲した。(3) だがそこに微妙な変更があるのをみのがすわけにはいかない。

破毀院はまず、

「法律によって著作者及びその相続人又は、譲受人に留保される文学的又は美術的著作物を排他的に利用する権利は、取引市場（*op. mercato*）にのせうる財であり、したがっていったん取引過程におかれると反対の法規が存在しない限り *code civil* の一般規定に遡る。但し、その一般規定が文学的又は美術的所有権の特質に矛盾しない場合に限り」

と述べ、著作物を利用する権利が財産権的性質を有し、共同財産に含まれることを明らかにしている。著作権全体が財産権的性質をもつと解した(1)事件の判決と比べると一歩前進したものとみることが出来る。また、

「とくに所得共同制に関する *code civil* 一四九八条の適用に関しては、夫婦の一方の文学的又は美術的著作物の利用に伴なう金銭的利益は配偶者の勤労所得と同様、共同財産の積極財産となる」

として原審同様、著作財産権の行使による収益も共同財産に含まれることを承認する。だが破毀院はこのようにして著作財産権とその行使によって得た収益とを共同財産に含めるとするならば、非著作人たる配偶者の権限の行使如何によっては著作者の観念的利益が侵害される恐れのことを慮り、

「著作物の内容変更又は公表撤回をする著作者の権利の侵害を許すものではない」

と判示し、一定の権利が常に著作者の下に留まることを明らかにしている。したがって以上の判旨から、破毀院は著作権に二元的性質を与え、*droit moral* は著作者固有のものとして常に留保されるが、著作財産権は共同財産に含まれると解していたものと察せられる。

(イ) Canal v. Tamin 事件

上述の(ロ)事件では著作者が夫であったのに対し、本件ではそれが妻であるため、妻の留保財産との関連で問題がいっそう複雑になっている。

〔事実〕

ローマ音楽祭でグランプリを獲得した原告(妻)は、被告(夫)との結婚前後を通じていくつかの作曲をなし、それを出版していた。当事者間の婚姻生活は僅か九年をもって終了し、一九二九年セーナ地裁の判決によって離婚した。被告は離婚前(結婚前後を問わず)に公表された原告の著作物の利用を要求してきたので、原告は、これらの著作物の著作権が原告に固有であることの確認を請求した。争点は婚姻前に作曲され公表された著作物が夫婦共同財産の中に入るかという点にあった。原告は一九〇七年四月一三日法五条三項(これは法定共同財産制及び取得共同財産制において、婚姻継続中に取得された勤労所得を共同財産の中から除去することを認めたもの)を援用して婚姻後に創作した著作物を法定共同財産から取り除いていたので、その帰属如何については問題はなかった。

第一審であるセーナ地裁は、一九三六年四月一日次の理由を附して原告の請求を認容した。⁽⁴⁾

「創意及び起草が作家又は作曲家の智的能力にかかる文学的又は音楽的著作物は、著作者の固有の思考及び才能の発露であり、そのために著作物は著作者の人格に密接に係る。」従って「……著作者は必然的に著作物を公表するかどうか、及び公表の時期、条件、制限を決定する唯一の者である」し、また「著作物を処分して金銭的利益を得るためにそれを利用する権限は、著作者の *Personne* に固有である。」「その結果、著作者が法定共同財産制の下で婚姻している場合、婚姻の前後を問わず公表された著作物の利用権は著作者固有のものとなる。」

この判決からわれわれは、裁判所が著作権財産権と著作人格権の不可分性を強調して、結果的に著作権の一元的構成

を主張したものと推測できるのである。勿論この場合でも著作財産権の行使によって得られた収益（例えば印税）だけは共同財産に含めることはいうまでもない。但し、それにも例外を認め、

「婚姻中に公表された妻の著作物が問題とされる場合には、これより得た所得は留保財産であり、もし妻が離婚の際に共同財産制を放棄するならば、妻は取戻権を行使しうる（一九〇七年七月一三日法五条）」
ものとしている。

第二審であるパリ高裁も一九三八年二月二三日の判決で、全く同趣旨の意見を述べている。⁽⁶⁾だが破毀院は一九四五年五月一四日の判決で被告の上告を認容し、原判決を破棄した。⁽⁶⁾判決理由は次の通りである。

「文学的又は美術的著作物を排他的に利用する権利は、取引の対象となる財を構成する。そして反対のとりきめがない限り *code civil* の適用を受ける。……とくに一四〇一条により法定共同財産の積極財産となる。……共同財産制を解消する場合には、排他的利用権は著作物の公表の時期が結婚の前後を問わずそのすべてが、また利用権の行使によって得られた収益は、結婚前に公表された著作物についてのもので分割財産となる。但し妻が著作者であり離婚にあたり共同財産を放棄した場合に、婚姻中に公表された著作物の利用権及びそれによって得られた収益は留保財産として妻に取戻権が生ずる（一九〇七年一三日法五条、*code civil* 二二六、一四六二条）。……婚姻前に妻の公表した著作物については著作物利用権ばかりでなく、婚姻当日まで徴収されなかった収益もまた妻の取戻権の行使する余地はない。また婚姻継続中に継続利用によって得られた収益についても行使できない。……著作物利用権を共同財産に含めることは著作者の人格に固有な著作物変更権及び撤回権の侵害を許すものではない。但し、著作者はこの権利（変更権及び撤回権）を配偶者又はその代理人を困却させる目的で行使することはできない」

本判決は多少幅狭しているので判決理由を整理してみると要旨はだいたい次のようになる。

(a) 著作物利用権（著作財産権）の行使によって取得された収益（印税等）について、

著作物の公表の時期が婚姻前の場合——共同財産に含まれる

著作物の公表の時期が婚姻後の場合

——共同財産に含まれる

——著作者が夫のとき↓共同財産に含まれる

——著作者が妻のとき↓留保財産となり、共同財産解消の際に共同財産を放棄すれば取戻権を行使しうる。

(b) 著作物利用権自体は財産権的性質を有するから共同財産に含まれる。

(c) *droit moral* は著作者に固有であり、当然共同財産に含まれない。

(a)の点についてはその説明の仕方に関連こそあれ地裁と破毀院は全く同意見である。ただ高裁のみ異説を唱えているにすぎない。⁽⁷⁾だが(b)(c)については下級審と破毀院とは大きな相違を見出だす。前者は著作物利用権と *droit moral* の不可分性から著作物利用権も *droit moral* と同様共同財産に含まれないとするのに対し、後者はこれを分離し、著作物利用権を共同財産に包含するからである。

以上の判例理論を総括すれば破毀院が *Leococq* 事件以来一貫して採る態度は、著作権の構成要素たる著作財産権と著作人格権の分離可能性を容認し、*droit double* 的構成に徹することの一言につきるようである。学者もおおむねこのような理論構成に賛意を表わしているが、⁽⁸⁾たとえ著作権を構成する二要素の分離を認めるにしても著作人格権を著作権概念の範疇に含める点では著作権一元論と異ならないのであるから、著作権を表示する語として従来用いられていた *propriété littéraire et artistique* では正確を欠き、そのために学者は多くこの語の代りに *droit d'auteur* の語

説を使用して概念の不明瞭さを払拭している。

論

(二) 現行法上の地位

一九五七年三月一日制定の新著作権法は、従来多数の法令から構成されていた著作権法を統一するために、戦前はもちろんのこと戦後においても一九四四年以来エスカラ (Escara) を議長とする著作権委員会において続けられた努力の成果である。この法律は、従来学説や判例で確立したものを法文化したにとどまり、とくに新味はないが、前述の判例理論によって形成された著作権の *droit double* 的構成を徹底した点に特色を見出すことができる。

この法律の名称は従来同様「文学的及び美術的所有権に関する法律」であるが、勿論著作権の性質を財産権としてのみ扱っているわけではない。それは単に精神的的所有権論以来の伝統的用語法にしたがったまでのことである。現にこの法律は一条二項において「この権利(著作権)は本法で規定せられた人格権的特質(*des attributs d'ordre intellectuel et moral*)と財産権的特質(*des attributs d'ordre patrimonial*)を包含する」と規定して、著作人格権を著作権のうち包摂することを明らかにしている。だがこの規定の叙述は前述のドイツ草案一〇条と全く同趣旨であり、この規定だけではたして *droit double* 的構成を採るのか、或はドイツ草案の如く一元的構成を貫くのか判然としない。この点を明らかにするためには著作権の動態面について法はいかに処理しているかを調べる必要がある。次にわれわれはこの点に立ち入ってみよう。

(イ) 著作権の譲渡

フランスにおける著作財産権、すなわち興行権 (*droit de représentation*) と複製権 (*droit de reproduction*) とに二大別される著作財産権は、それぞれ無償又は有償で譲渡することができる(三〇条一項)のに対し、著作人格権及

びそれを構成する個々の人格権的権能は譲渡できない(六条三項、一九条)。だが著作財産権譲渡の原則は、往々にして内容的に無制限な権能を著作物利用者の手中に帰せしめることになる。それを防ぐため譲渡契約の解釈に規制を加える詳細な規定を設け、実質的にはドイツの目的譲渡論と同様の効果をもたらそうとしている。例えば興行権の譲渡は複製権の譲渡を含まず、また逆に複製権の譲渡も興行権の譲渡も含まないとした規定(三〇条二項、三項)、この二種の権利のいずれか一方を全部移転する契約を締結した場合でも、譲渡の範囲は契約当時予測された著作物利用方法についての権利だけに限られるとした規定(三〇条四項)、またさらに譲渡契約を要式契約とし(三二条一項)、契約の中に譲渡される権利の範囲と条件とが明示されることを要した規定(三一条三項)などいずれも著作財産権譲渡の制限を表わしたものである。そのほか、譲受人の著作物利用によって得られる収益に対し、著作者が配当を受け権利を原則として承認し、著作財産権の譲渡後といえども財産権的請求権(譲受人がもし収益を得たならばその配当を請求できるという一種の期待権)を著作者に留保せしめたこと(三五条)は、著作財産権の譲渡に一つの例外を認めたものとして注目される。著作人格権不可譲渡性の原則については、著作人格権の行使だけが終意処分によって第三者に移転しうるものとした規定(六条五項)を除き、法文上、制限又は例外を定めた規定は存在しない。

(四) 著作権の相続

フランス法もドイツ法と同じく著作権の相続を認める。これは著作人格権が著作者の死後その相続人に移転可能(transmissible)である旨を定めた規定から明らかである(六条四項)。ただ公表権の行使だけは相続人が必ずしも著作物の公表決定をするにふさわしい者とは限らないことを顧慮したためか、著作者の定めた遺言執行者を第一順位の承継人とし、この者が存在しないか或は死亡したときには著作者の反対の意思表示がない限り一定の近親者に移転されるものとしている(一九条二項)。また判例によれば、著作人格権を承継した相続人(公表権の場合は遺言執行者

又は近親者)は、その権能を行使するに当って被相続人の意思に拘束されるものと解されている。したがって著作者が生前著作物の公表を禁止しているのであれば承続人も公表することはできないことになる。⁽¹⁰⁾また権能の性質上著作者自身の行使しか認められないような権能、例えば著作物変更権なども相続人の行使は許されない。ただ著作物の完全維持を監視する権利、すなわち著作物変更に対する異議申立権のみを有するにすぎないという。⁽¹¹⁾

(ハ) 著作権の消滅

著作財産権については、原則として著作者の死後五〇年間その存続を認める(二二条一項、二項)のに対し、著作人格権については永久に存続するものと解している(六条三項)。

さて、以上述べた著作権の動態面を考慮に入れるとき、フランス法は著作財産権と著作人格権の分離を容認し、*droit double* 的構成を採用していることが明らかとなった。かかる構成の当否は後にドイツ法との比較において検討してみたい。

- (1) この事件の全貌については Sirey 1881, I, 25 のほか、Desbois, *Le droit d'auteur*, 1950, n° 227 に拠った。
- (2) Sirey 1884, II, 120
- (3) Sirey 1902, I, 306 note Lyon-Caen.
- (4) D.P. 1936, II, 65 note Marcel Nast.
- (5) D.H. 1938, 186
- (6) D. 1945, 285 note Henri Desbois.

(7) バリ高裁は、著作者が妻であつて、しかも著作物の公表が結婚前になされた場合の印税収入を二つに分け、結婚前に既に取得されたものについては共同財産に、また結婚後に取得されたものについては留保財産に含めている。この点につき破毀院は「結婚前に公表された著作物の利用収益を(結婚前に取得したものと結婚後に取得したものとで)区別する原審の見解はなんら法律上の根拠がない」と排斥している。同様の結論は、デボア(Desbois)によつてもとられている。彼によれば、一九〇七年七月一三日法

は、妻に扶助料を与えることを立法の目的としたものではなく、婚姻中に妻の労働によって得られた収益を妻に帰属せしめようとする点にあったのだから、結婚前に公表された著作物が留保財産となりうるためには、婚姻中に著作物の改訂がなされ、それが二次的な新著作物とみなされるほどの修正を受けた場合に限られなければならない。ところが本件では結婚前に初版の発行をみた著作物がそのまま継続して結婚後も利用されているにすぎないのであるから留保財産とはなりえない、とする (Desbois, op. cit. no 231)。

(8) フランスの通説が *droit double* 論と (1) *Umer, a.O., S. 95* 参照。

(9) *Mohring-Schulze-Umer-Zweigert, Quellen des Urheberrechts I, 1961, Frankreich S. 1.*

(10) *Cass. 5.2. 1867, Annales de la propriété industrielle, artistique et littéraire (Ann.) 1870, 104 ; Seine 6.2. 1926, Ann. 1927, 167*

(cf. *Mohring-Schulze-Umer-Zweigert, a.a.O., Frankreich S. 7)*

(11) *Seine 10. 10. 1952, J.C.P. 1952, 2, 7240*

第三項 英米法上の地位

(一) 著作権の意義

最初、著作権 (copyright) は字義通りに文学的著作物の複製、発行をなす著作権所有者 (owner of copyright) の排他的権利と解され、複製の方法も印刷に限られていた⁽¹⁾。だが時代の変遷に伴い、著作権概念は、一方では著作物の種類を文学的著作物ばかりでなく、演劇、音楽、美術等の著作物を含めることにより、また一方では著作物伝播の方法として、公演とか、レコードの製造、頒布とか等を加えることにより次第に拡張されてきた。したがって今日、著作権は多種な複製、頒布手段を有する数個の権利の集合体として把握されている⁽²⁾。かかる著作権、換言すれば著作権所有者の有する排他的権利を、その内容にしたがって分類すると、著作物の複製・発行権、改作権、公演権、及び録音・録画権に大別することができるが、これらはいずれも著作物を経済的に利用する権利であるから、これらの権利を統括した著作権が一種の財産権として構成されることが明瞭となる⁽³⁾。

著作権が財産権的性質のみを有し、人格権的要素を全く含まないことは、著作権の譲渡が認められている点に最も端的に示されている。右に述べたように、著作権は多くの排他的権利から構成されているから、著作権所有者がこれを分割し、各権利を別々に譲渡することは勿論可能である。だがそればかりでなく、これらの権利を一括して譲渡することも差支えない。この場合、著作権所有者に變動が生じ、譲受人が著作権所有者となる。つまり著作者に非ざる者が著作権の主体となるわけである。著作権の譲渡と似て非なるものにライセンスがある。とくに排他的ライセンスは譲渡に近似する。だがライセンスは著作権の主体に變動を生ぜしめない点で譲渡と異なる。また排他的ライセンスはドイツ改正草案の排他的利用権の附与——著作権一元論のいう排他的授權——と同様の効果をもたらすが、後者は著作権と著作人格権との不可分の牽連関係から生じたいわば著作権の一元的構成の帰結である（したがって著作権の）（したがって著作権の）譲渡は許されないのに対し、前者は財産権としての著作権から生じた著作物利用の一形態である（この場合は著作権の譲渡も著作物利用の一形態として許される）から両者は原理的に相容れないものと解すべきであろう。したがって排他的ライセンスを認めたことは、著作権の財産権的性質を少しも歪めるものでないこと勿論である。

(二) 著作人格権の処遇

右にみたように英米法では、著作権は一種の財産権と解され、大陸法の著作人格権概念については、かつて全く未知であった。著作人格権に対して正当な関心が払われるようになったのは、一九二八年ベルヌ条約に新たに著作人格権に関する規定が採択された時以後のようである。既にベルヌ条約に加盟しているイギリスはもとよりのこと、未加盟のアメリカにおいてさえかかる国際的趨勢に應ずる必要に迫られ、著作人格権の検討に対処せざるをえなくなったのである。このような時期に現れた前掲レーダーとシュトラウスの二論文は、そのタイミングのよさと、大陸法の著作人格権に相当するものを英米法の中から採し得た点で特筆すべき業績といえよう。とくにシュトラウスは、彼の論

文の結論の中で次のように述べている。(5)

「フランク判事は Granz v. Harris 事件において歪曲盤 (distorted version) の頒布を禁止するため、コモン・ローに充分の基礎が存するのであるから moral right doctrine 自体をわずらわす必要はないと述べている。この判旨は著作人格権のすべての部分にあてはまるものであり、コモン・ローの原則がもし正確に適用されるならば、この権利の保護のための相当な基礎が提供されるものと信ずる。われわれの見方からすれば、著作人格権がアメリカでは充分に保護されていないという主張とか、ヨーロッパとアメリカの間には著作人格権保護の考え方に調和することのできない断絶があるという見解は、彼等の判例を詳細に検討するならば駆逐されるものと考ええる。著作人格権の保護に消極的な態度を示す二、三の判例があるが、このような判例は例外であり、コモン・ロー原則を誤解したものと考えることができる。同一事実が存在するとき、アメリカとヨーロッパの大多数の裁判所は、著作人格権保護のために同一の合理的かつ衡平な基準を使用している。保護の相似性は、アブローチの仕方と言葉の相違によってほかさされているにすぎない。アメリカの判例のかなりの部分は著作人格権保護のためにコモン・ローに基礎をおいており、その範囲は諸外国で moral right doctrine によって保護されているものと同一なのである」

この論文の影響は、とりわけ一九六一年アメリカ Copyright Office の著作権法全面改正に関する勧告書の中に現れている。(6) 勧告書はその中で次のように述べている。(7)

「アメリカではこれまで著作人格権は著作権のアスペクトとして取り扱われたことがない。だが著作者は同様の保護を黙示の契約 (implied contract)、不正競争 (unfair competition)、不实表示 (misrepresentation) 及び名誉毀損 (defamation) に関するコモン・ローの一般原則によって与えられている」

また一方、イギリスにおいても先に述べた如く、現行法制定のための著作権委員会が一九五二年のリポートで全く

説 同様の見解を示し、アメリカとともに著作人格権の立法措置が不必要であることを強調している。⁽⁸⁾

論

以上の所説からわれわれは、英米法では現在なお著作者に特有な著作人格権概念の採用が否定され、著作者の観念的利益の保護はもっぱらあらゆる人に対して一般的に認められている精神的利益の保障—それは主として名誉毀損、プライバシー、不正競争などの不法行為法理による—と同一の次元で取り扱われていることを知る。結論として、英米法においては、著作者の観念的利益の保護は著作権の域外で救済がはかられるにすぎず、著作権自体は財産権としての意義しかもちえないということにならう。つまり著作者の権利は二元的構成がとられているとみることができると。

- (1) Copyright Law Revision, Report of the Register of Copyright on the General Revision of the U.S. Copyright Law, 1961, p. 21; Copinger and Skone James, op. cit., p. 3.
- (2) Copyright Law Revision, op. cit., p. 3.
- (3) Copinger and Skone James, op. cit., p. 2.
- (4) ライセンズについてはイギリス現行著作権法が三六条四項に規定を置いている。譲渡とライセンズの相違については Leaper, Copyright and Performing Right, 1957, p. 167.
- (5) Strauss, op. cit., p. 538.
- (6) この勧告書は註(1)に掲げたものを指している。なおこの勧告書作成に当って多くの基礎研究がなされているが、前掲シユトラウスの論文もこの研究の一翼をなっている。
- (7) Copyright Law Revision, op. cit., p. 4.
- (8) 前掲六〇頁、イギリス著作権委員会リポート No. 一二五参照。

Über die monistische Konstruktion des Urheberrechts (2)

Masao HANDA

Dozent (Immaterialgüterrecht)
Rechtswissenschaftliche Fakultät der
Universität Hokkai Gakuen

In Kapitel II möchte ich versuchen, wie das positive Recht des einzelnen Staaten die Konstruktion des Urheberrechts erfasste.

Das Problem, ob das Urheberrecht das monistische oder nicht ist, ist, wie erwähnt, seit der Erscheinungen des Urheberpersönlichkeitsrechts hervorgekommen. Deshalb ist es wichtig, die vergleichenden Forschungen der Stelle des Urheberpersönlichkeitsrechts in jedem Rechtssystem zu machen.

So in diesem Heft möchte ich über Deutschland, Frankreich, Grossbritannien und U.S.A. die folgende Untersuchung machen;

- 1) In Welchem Prozess das Urheberpersönlichkeitsrecht in der Geschichte jeder positiven Rechtsordnung sich entwickelt ist?
- 2) Welche Stelle in jeden positiven Rechtsordnung die Urheberpersönlichkeitsrecht nehmen?

(Fortsetzung auf dem nächsten Heft)